

平成28年度  
吉野熊野国立公園協働型管理運営体制強化事業業務  
報告書

平成29年 3月

環境省近畿地方環境事務所

# 目次

## 【本編】

序	はじめに	4
1.	業務の目的	4
2.	業務対象地域	4
3.	業務期間	5
4.	業務内容	5
4-1.	大台ヶ原ガイド制度に関する取りまとめ	5
4-2.	携帯トイレブースの設置に関する試行調査	5
4-3.	大台ヶ原の利用に関する各種会議の開催及び資料作成	6
4-4.	その他	6
第1章	大台ヶ原ガイド制度に関する取りまとめ	9
1.	大台ヶ原におけるガイド制度の検討経緯	9
1-1.	ガイド制度検討に係るこれまでの取組	9
1-2.	これまでの会議等におけるガイド制度に関する議論	10
2.	大台ヶ原におけるガイド制度の基本的な考え方	11
3.	大台ヶ原登録ガイド制度の検討	14
3-1.	ガイド制度の検討スケジュール	14
3-2.	大台ヶ原登録ガイド制度の枠組み	15
3-3.	大台ヶ原登録ガイド制度に関する論点	19
3-4.	大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱等の作成	31
3-5.	大台ヶ原登録ガイド講習会（案）の作成	50
4.	ガイドテキスト改訂（案）の作成	51
4-1.	構成の変更	51
4-2.	記述内容の追加修正	52
第2章	携帯トイレブースの設置に関する試行調査	54
1.	調査の目的	54
2.	調査の概要	54
2-1.	調査期間	54
2-2.	調査方法	54
3.	調査結果	57
3-1.	携帯トイレの販売・回収の結果	57
3-2.	アンケート結果	58
4.	考察	66
5.	携帯トイレブースの運営・維持管理にかかるコスト	66
5-1.	携帯トイレブースの運営・維持管理におけるコスト	66
5-2.	携帯トイレブースの運営・維持管理における課題	68
第3章	大台ヶ原の利用に関する各種会議の開催及び資料作成	69

1. ガイド制度合同検討会の開催・運営 .....	69
2. 大台ヶ原の利用に関する協議会の開催・運営 .....	70
3. 大台ヶ原ガイド制度導入に向けた意見交換会の開催・運営 .....	71
第4章 その他 .....	73
1. 西大台利用調整地区運用開始10年の利用状況 .....	73
1-1. 西大台利用調整地区の利用状況 .....	73
1-2. 利用者意識の状況 .....	75

## 序 はじめに

### 1. 業務の目的

環境省は、吉野熊野国立公園の核心地域の1つである大台ヶ原において、平成17年1月に「大台ヶ原自然再生推進計画」を策定し、自然再生事業を実施するとともに、平成18年12月には、全国で初めて利用調整地区を指定し、平成19年9月から運用を開始した。

西大台利用調整地区の運用については、同地区の指定に先立ち、平成18年2月に学識経験者、民間団体、関係行政機関からなる「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」を設置し、利用調整地区の運用のための計画策定と指定後の運用に関する諸課題の解決に向けて検討を続けてきた。同協議会は、平成24年度には、その対象を西大台に限定せず、大台ヶ原全体の適切な管理運営を実施するため、関係者の利害調整及び合意形成を行うことを目的として、「大台ヶ原の利用に関する協議会（以下、「協議会」という）」に改組し、諸課題の解決に向けた検討を継続している。

西大台利用調整地区の運用開始から10年目を迎え、大台ヶ原では、大台ヶ原自然再生推進計画策定当時の課題である西大台利用調整地区を中心とした大台ヶ原におけるより質の高い自然体験を可能にする持続可能な利用の実現が急がれる。

本業務は、協議会において、当面の課題であるガイド制度及びトイレ問題への対応を検討し、持続可能な利用の実現を目指すとともに、大台ヶ原の自然再生に資することを目的に実施した。なお協議会の中にガイド制度を検討するために設置した「ガイド制度検討部会（以下「検討部会」という）」と大台ヶ原自然再生推進委員会（以下「委員会」という）の「持続可能な利用に関するワーキンググループ（以下「利用WG」という）」との協働により行うものとした。

### 2. 業務対象地域

奈良県吉野郡上北山村小椽大台ヶ原（図-1）を中心とする地域。

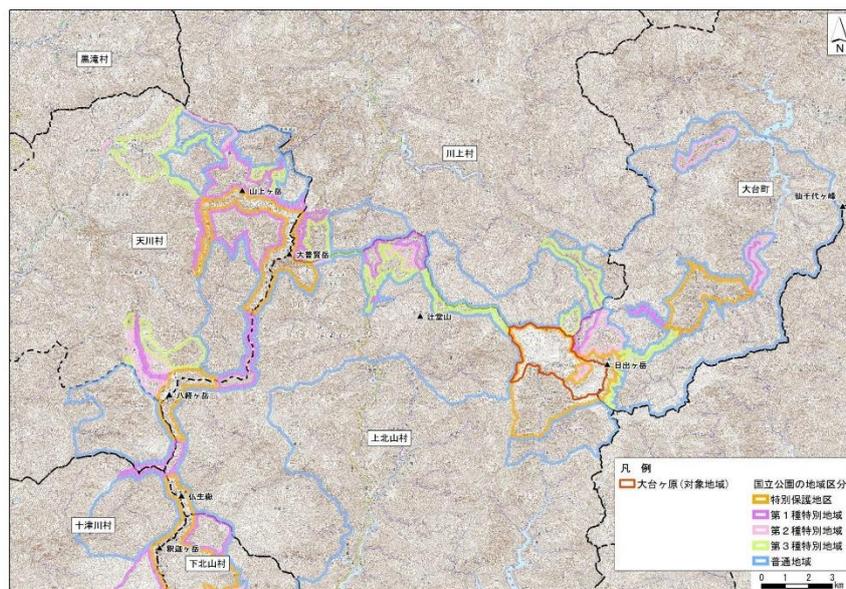


図 1 業務位置図

### 3. 業務期間

平成28年6月20日～平成29年3月17日

### 4. 業務内容

#### 4-1. 大台ヶ原ガイド制度に関する取りまとめ

大台ヶ原においては、公園利用者に対して、質の高い自然体験を提供できるようガイド制度の導入が求められており、平成29年度を目途に「大台ヶ原登録ガイド（仮称）」として運用開始することを目指すことが協議会及び委員会で合意され、平成27年度にその骨子が策定されたところである。

ガイド制度の運用開始に向けた具体的な検討作業は、4-3. に示す検討部会と利用WGとの合同による合同検討会で行うこととしており、当業務では、ガイド制度の実施要綱（案）、登録要件（案）、講習会の内容（案）等を作成するとともに、ガイドテキスト改訂（案）を作成した。

##### （1）大台ヶ原ガイド制度の実施要綱（案）、登録要件（案）、講習会内容（案）の作成

平成27年度に策定した「大台ヶ原におけるガイド制度の骨子」を基本として、他地区の事例を参考に実施要綱（案）等を取りまとめた。実施要綱の取りまとめにおいては、別途「登録ガイド心得」、「ガイド共通ルール」についても案を作成した。

取りまとめた結果は、4-3（1）ガイド制度合同検討会の第1回会議に「素案」として提出し、その後各検討会等が出された意見を基に適宜修正を行い、4-3（2）大台ヶ原の利用に関する協議会の第1回協議会に「案」として提出した。以降は、各会議における検討結果に基づき適宜修正した。

##### （2）ガイドテキスト改訂（案）の作成

「西大台ガイドのためのテキスト（平成23年3月）」の改定案を作成した。大台ヶ原登録ガイド制度はプロガイドを対象とすることを前提としているため、改定案の検討に当たっては、そのことを念頭にテキストの項目立てや内容について過不足を検討し、必要に応じて項目や内容を追加した。テキスト内容の検討に当たっては、（1）で取りまとめる実施要綱等との整合性を図りながら、検討部会や利用WGの委員等の意見を踏まえて行った。

#### 4-2. 携帯トイレブースの設置に関する試行調査

利用者から潜在的な要望がある東大台のトイレ設置について、平成27年度に携帯トイレブースを設置し、利用者の意識、利用状況等を調査して、携帯トイレブース設置の必要性を検討するための基礎調査が行われた。本業務では、以下のように、より実際の運用を想定した条件により携帯トイレブースを現地に設置して、維持管理における課題やコスト、利用者の反応などの把握を行い、その結果を取りまとめた。

①設置場所は、東大台の尾鷲辻とした。

②設置時期は平成28年8～9月で、設置期間は連続した15日間を想定

③携帯トイレブースの形式はテント型とした。

- ④携帯トイレ（携帯トイレ本体、密閉式使用済み携帯トイレケース）を準備し、現地において販売
- ⑤調査に当たっては、維持管理のため現地に職員を配置
- ⑥調査結果については、利用者の意識、維持管理に要する労力・費用面の課題、考察等の別に整理し、4-3の会議用資料として取りまとめた。

#### 4-3. 大台ヶ原の利用に関する各種会議の開催及び資料作成

下記（1）、（2）及び（3）の会議の開催、運営を行い、（4）の会議の資料作成、出席を行った。

##### （1）ガイド制度合同検討会の開催・運営

検討部会と利用WGの合同による検討会議を3回開催した。

開催場所は奈良市内とし、開催時期は、8月、10月及び1月とした。

##### （2）大台ヶ原の利用に関する協議会の開催・運営

協議会を2回開催した。開催場所は奈良市内とし、開催時期は11月及び3月とした。

会議開催前の準備作業として、全構成機関に対して議題の収集を行い、調整の上、議題を確定させた。

会議の議題は、①ガイド制度に関するもの、②携帯トイレに関するもの、③上記で収集した議題、④昨年度の協議会において出された課題等に関するものとし、資料作成に当たっては、大台ヶ原及び上北山村周辺の地域の実情をよく把握した上で、別業務「平成28年度大台ヶ原の利用対策に関する調査業務」「平成28年度大台ヶ原自然再生事業動物モニタリング等事業」等の調査結果を始め、最新の情報を反映させたものとした。

##### （3）大台ヶ原ガイド制度導入に向けた意見交換会の開催・運営

大台ヶ原ガイド制度検討において不可欠な「現場のガイドの意見」を聴取するために、ガイドとの意見交換会を行った。対象とするガイドは「H27吉野熊野国立公園協働型管理運営体制強化事業業務」でヒアリングを行ったガイド団体及び個人ガイドとした。開催場所は大阪市内とし、開催時期は、6月、9月、12月とした。意見交換会で出された意見は、必要に応じて4-1の業務に反映させた。

##### （4）大台ヶ原自然再生推進委員会への出席

委員会において、大台ヶ原の利用に関する各種資料を作成し、事務局として出席した。

#### 4-4. その他

##### （1）西大台利用調整地区運用開始10年の利用状況

平成19年の西大台利用調整地区の運用開始から10年が経過し、自然環境の保全再生の面では、植生の回復が見られるなど、一定の成果がみられる。また、利用の面では、利用調整の開始当初、西大台地区の利用者数は大きく減少したが、その後、徐々に増加している。

このように、利用開始から 10 年を経た西大台利用調整地区の利用状況について取りまとめた。

## **(2) 地域社会における自然再生事業の効果、課題等を把握するための基礎情報の収集**

大台ヶ原が立地する上北山村は、過疎化が進行している地域であり、過疎化対策が重要な課題となっている。一方、大台ヶ原における自然再生の取組においては、地域社会との協働が不可欠で、過疎化対策と自然再生の取組をリンクさせ、相乗効果を図ることが必要と考える。

今回、そのための基礎情報として、上北山村の人口・経済・観光産業に関する統計データを整理した。



## 第1章 大台ヶ原ガイド制度に関する取りまとめ

### 1. 大台ヶ原におけるガイド制度の検討経緯

#### 1-1. ガイド制度検討に係るこれまでの取組

大台ヶ原におけるガイド制度に関しては、平成18年度に大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会にガイド制度等検討ワーキンググループが設置され、国内のガイド制度やガイド講習プログラムの事例収集、ガイド実態調査、ガイドテキストの作成、ガイド勉強会などの取組を進めてきた。

ガイド制度に係るこれまでの取組は、下表のとおりである。

表1 ガイド制度に係るこれまでの主な取組

取組内容	調査等	結果と考察
全国のガイド事例収集	ガイドに係る事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度のあり方検討（平成18年度）	全国のガイド制度の事例を収集し、大台ヶ原における制度の在り方を検討した。
	ガイド講習プログラムの事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度の進め方（平成19年度）	全国のガイド講習プログラムの事例を収集した。 大台ヶ原におけるガイド制度の進め方を検討した。
現況ガイド団体の活動状況・意向把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>大台ヶ原ガイド実態調査（平成20～21年度）</li> <li>大台ヶ原におけるガイド制度導入に関するヒアリング調査（平成27年度）</li> <li>ガイド制度導入に関する利用者の意向把握調査（平成27年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大台ヶ原で活動を行うガイド5団体に対して、活動状況やガイド制度への意向等について把握した。</li> <li>近畿圏内に拠点を置き、大台ヶ原でガイド活動をしている団体、個人等に対して、活動内容、資格の種類、大台ヶ原ガイド制度に対する意見等を把握した。</li> <li>同行するガイドを選ぶポイント、ガイドに求めること等について、ガイドを利用する立場の意識を把握した。</li> </ul>
現況ガイドの質の向上	ガイド技術の向上検討（平成21～22年度）	西大台でガイドを行う者を対象とした講習会等において使用することを想定して、平成21年度にテキストの骨子案を作成し、平成22年度に「西大台ガイドのためのテキスト」を作成した。
	西大台ガイド育成のための勉強会（平成23年度）	大台ヶ原で活動しているガイド団体やパークボランティア等を対象として、平成22年度に作成したガイドテキストを用いて、インタープリテーションの技法等について学ぶための勉強会を2回開催した。 勉強会で出された意見等を集約し、ガイドテキストへの反映を行った。

## 1-2. これまでの会議等におけるガイド制度に関する議論

平成 17 年度から平成 27 年度において、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会（平成 25 年度まで）の利用対策部会、ガイド制度等検討ワーキンググループ、西大台地区利用適正化計画検討協議会（平成 24 年度まで）、そして平成 27 年度からは大台ヶ原自然再生推進計委員会（平成 26 年度から）の利用 WG と大台ヶ原の利用に関する協議会（平成 25 年度から）のガイド制度検討部会の合同検討会でガイド制度に関する検討がなされた。

約 10 年の検討を経て、大台ヶ原におけるガイド制に関して以下のような合意が図られた。

### <合意形成が図られた主な事項>

- ・ガイド制度の対象は西大台を中心とする大台ヶ原とすること。
- ・当面、登録制から取り組むこと。
- ・登録機関は、「大台ヶ原の利用に関する協議会」とすること。
- ・協議会の内部にガイド制度を運営するための運営委員会（仮称）を設置すること。
- ・登録要件において、登録機関（協議会）が実施するガイド講習会の受講を必須項目とすること。

## 2. 大台ヶ原におけるガイド制度の基本的な考え方

平成 27 年度における利用 WG とガイド制度検討部会の合同検討会による検討により、以下のとおり大台ヶ原におけるガイド制度の骨子を取りまとめた。この骨子を基礎として、平成 28 年度におけるガイド制度の検討を行った。

### 大台ヶ原におけるガイド制度の骨子

#### 1 大台ヶ原ガイド制度の意義・目的

「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、大台ヶ原におけるガイド制度導入は、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発現に寄与することを目的とする。

##### 1) より質の高い自然体験の提供

現在、大台ヶ原の自然や自然再生事業の他、歴史・文化等の魅力や取組等についての説明は、西大台利用調整地区立入の事前レクチャーにより実施しているが、ガイドによる現地案内という選択肢を加えることにより、利用者へより質の高い自然体験の機会の提供と自然環境の保全に関する普及啓発が可能となる。

また、登山経験の浅い利用者に対し、より安全・安心な自然体験の機会を提供することが可能となるとともに、利用マナーの向上が図られ、自然環境の保全に寄与する。

##### 2) 地元への経済的効果の発現

ガイドの利用やガイド付きツアーの増加に伴う利用者や滞在時間、宿泊利用者の増加のみならず、地元ガイドの増加等により、地域経済への波及効果が期待される。

#### 2 対象地域の範囲

西大台を中心とした大台ヶ原を対象範囲とする。

#### 3 大台ヶ原ガイド制度におけるガイドとは

大台ヶ原は、登山だけに留まらず、大台ヶ原にしかない優れた自然や自然再生事業の取組、地域に息づく歴史・文化等他の地域にはない魅力にあふれている。

また、利用者からは、「自然について解説をしてもらえるガイドを望む。」との要望も強い。

これらを踏まえ、大台ヶ原におけるガイドは、大台ヶ原の魅力や取組を様々な方法で利用者へ伝え、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ「大台ヶ原ガイド制」の意義・目的に賛同する者とする。

#### 4 ガイド制度の仕組み

大台ヶ原におけるガイド制度は、登録機関が実施する講習会を受講するなど、一定の要件を満たすことで登録される「登録制」とする。

登録機関は「大台ヶ原の利用に関する協議会」とし、協議会内部にガイド制度を運用するた

めの運営委員会（仮称）を設置する。

## 5 登録要件

登録要件は、以下を満たしていることとする。

- 1) 大台ヶ原ガイド制の意義・目的に賛同すること。
- 2) 賠償責任保険に加入していること
- 3) 救命法等の講習を受講していること。
- 4) 登録機関が実施するガイド講習を受講していること。
- 5) その他協議会において定める要件

注：1 料金体制の明確化、資格、欠格要件、猶予措置等を想定

## 6 ガイド登録等の流れ

### 1) 登録の仕組み

- ア 登録希望者は申請
- イ 登録機関で審査
- ウ 審査をクリアした者は講習会を受講
- エ 登録料の納付確認
- オ 登録者を決定・登録

### 2) 講習会の種類

次の3種類を想定

- ア 登録講習会（必須）
- イ 更新講習会（必須）
- ウ スキルアップ講習会（仮称）（任意）

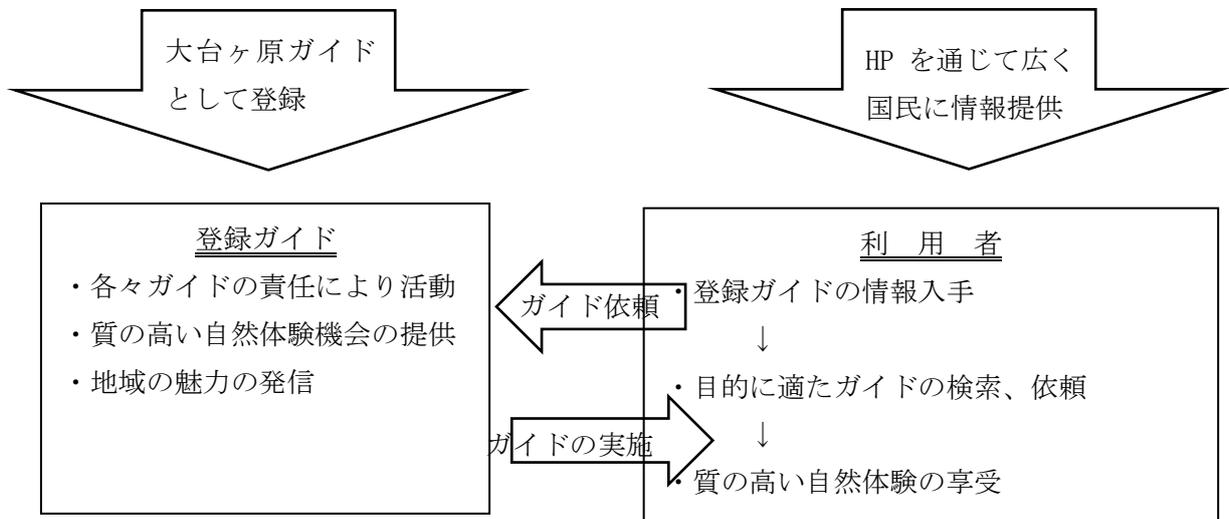
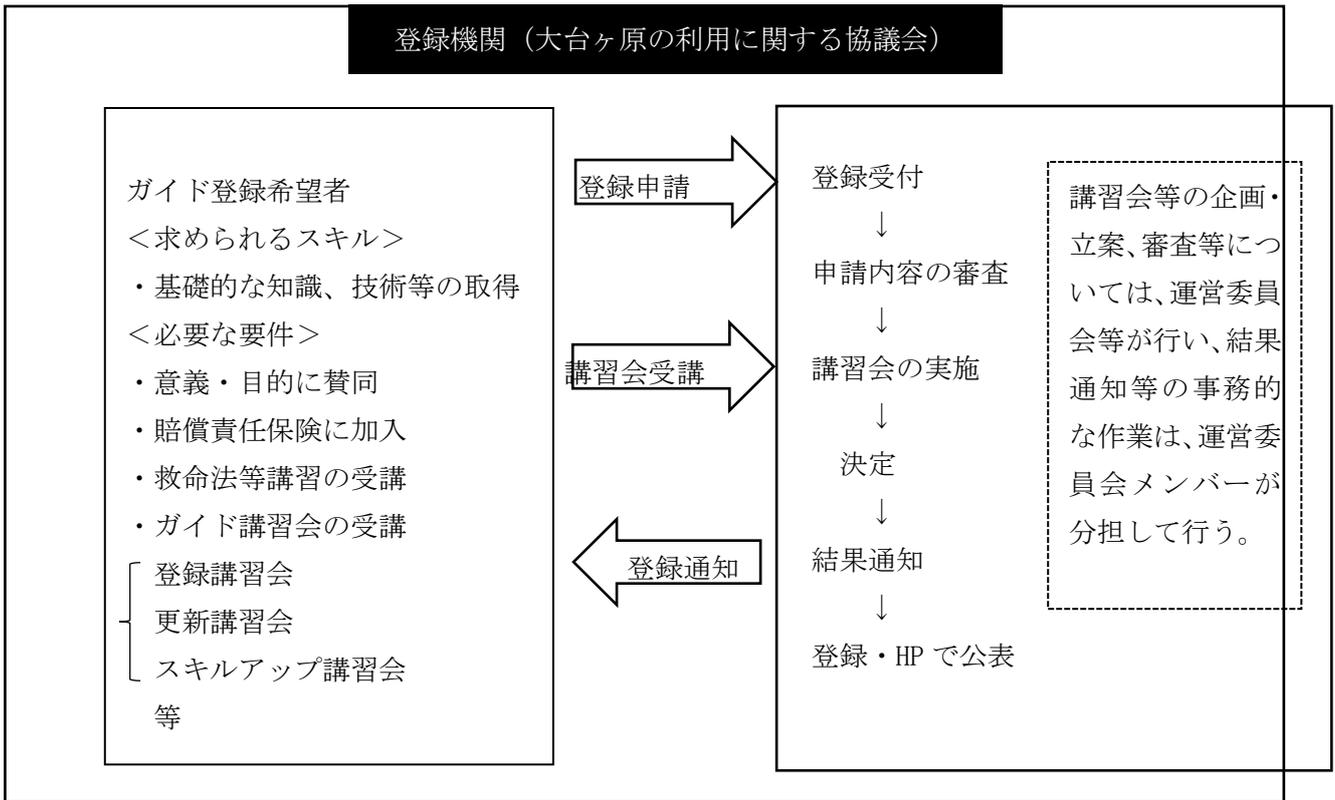
## 7 登録状況の発信

登録機関のHP等により、登録ガイドに関する情報を広く国民に発信する。

## 8 実施体制

自然再生推進委員会の助言・協力を得つつ、登録機関である大台ヶ原の利用に関する協議会が事業を実施し、事務作業及び経費等は、協議会の構成機関のうち運営委員会（仮称）のメンバーとなる者が分担する。

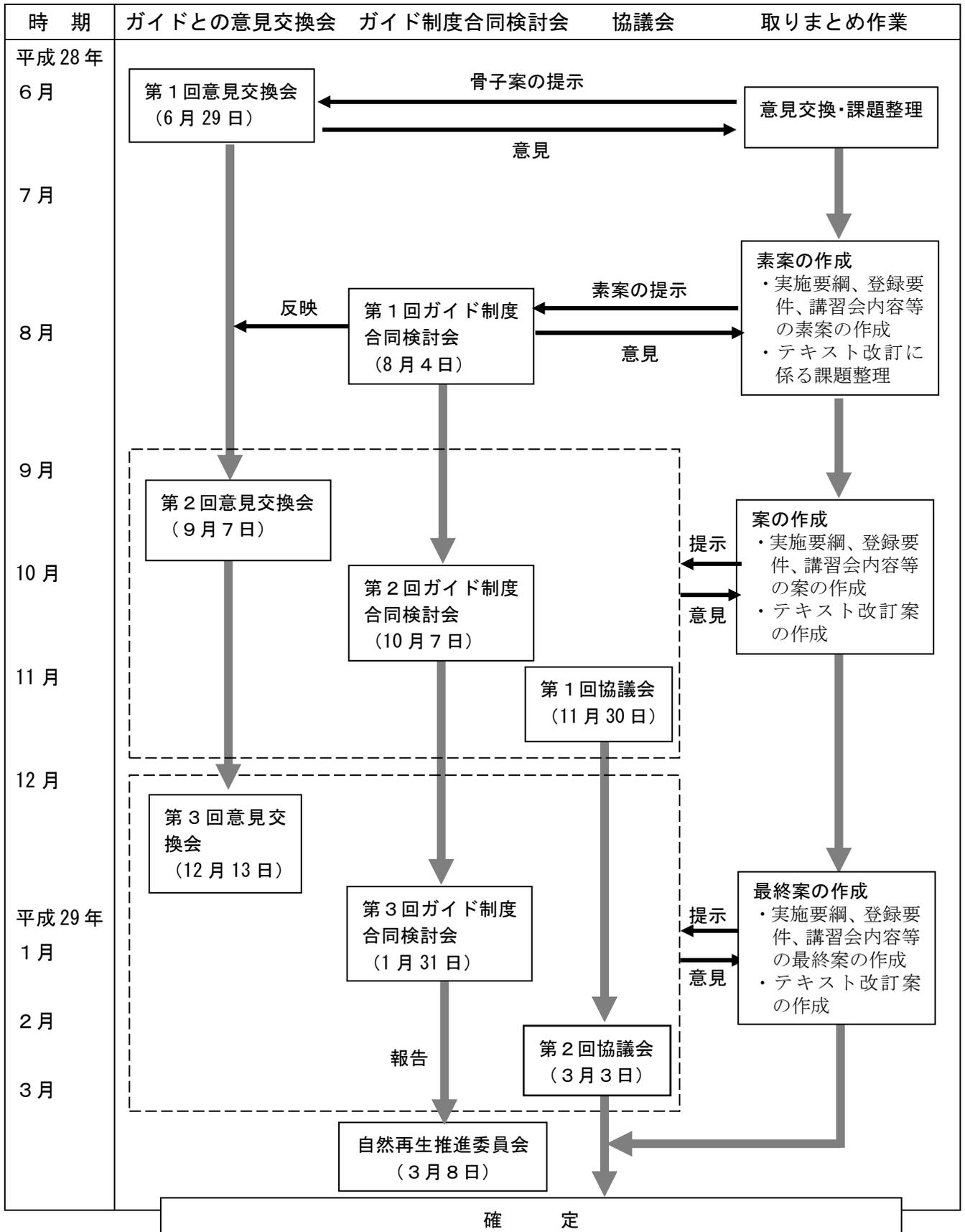
## 大台ヶ原ガイド制度のイメージ



### 3. 大台ヶ原登録ガイド制度の検討

#### 3-1. ガイド制度の検討スケジュール

以下のようなスケジュールで、大台ヶ原におけるガイド制度の検討を行った。



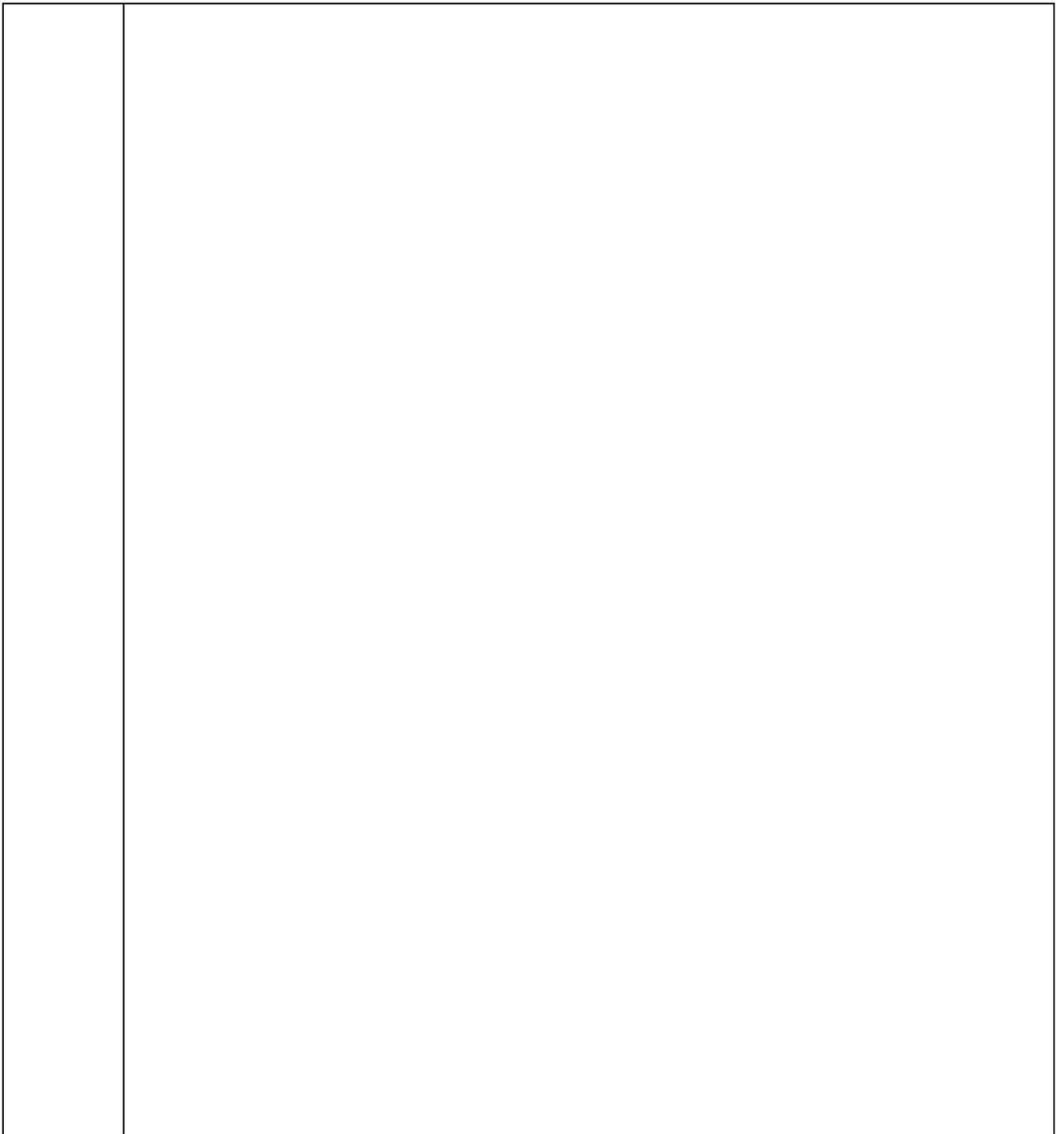


図 2 ガイド制度の検討スケジュール

### 3-2. 大台ヶ原登録ガイド制度の枠組み

#### (1) ガイド制度の位置付け

大台ヶ原における登録ガイド制度の位置づけは下図の通りである。

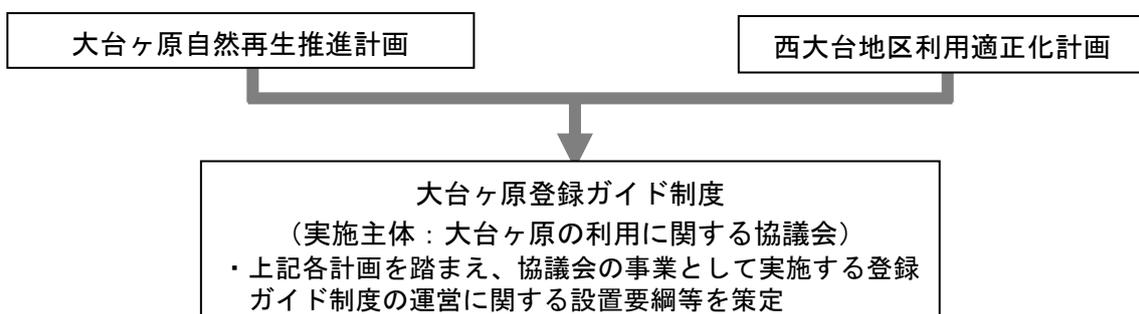


図 3 ガイド制度の位置づけ

(2) ガイド制度の構成

大台ヶ原登録ガイド制度における実施要綱及び運営細則の構成は下図の通りである。

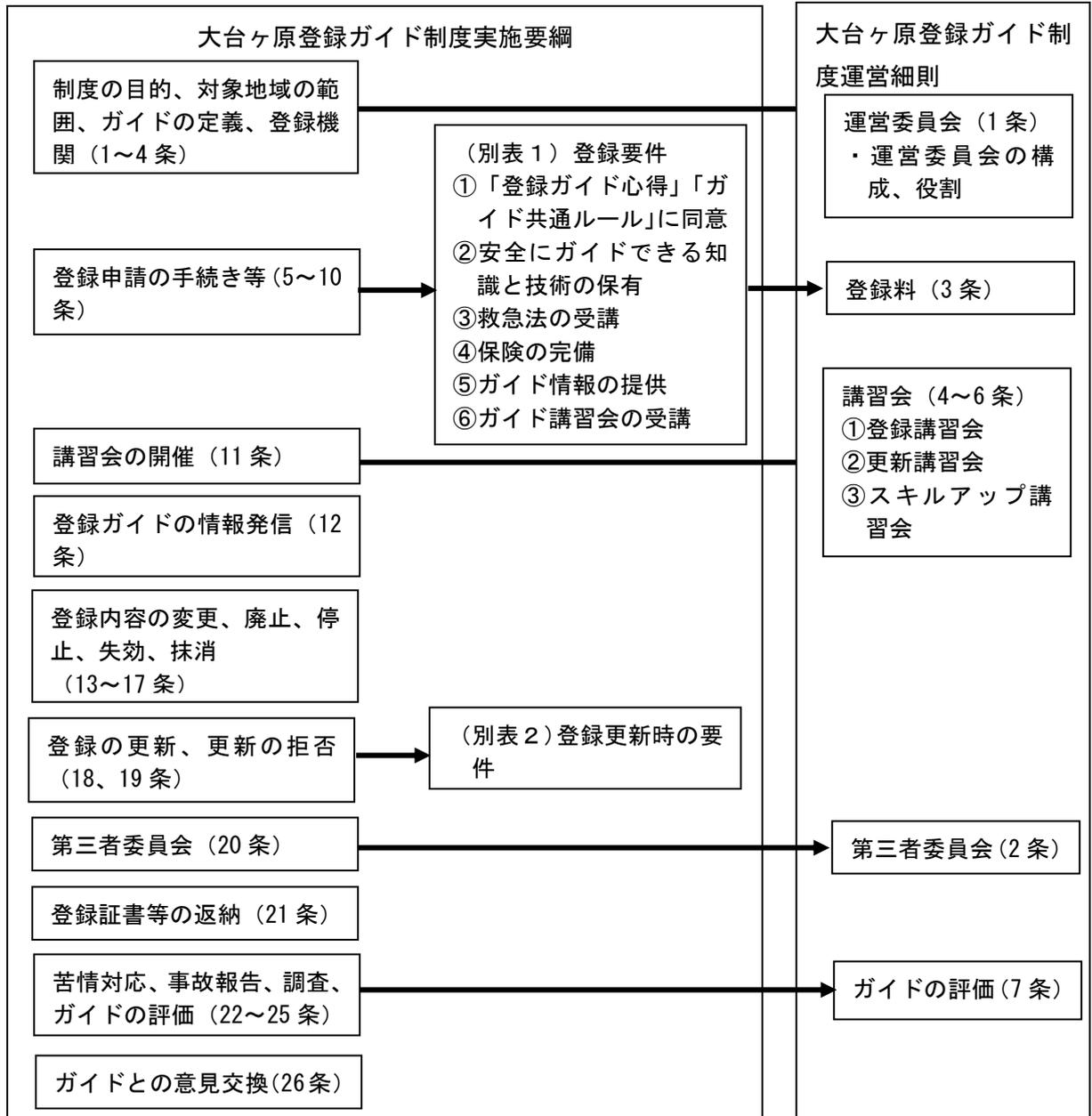


図 4 ガイド制度の構成

(3) ガイド制度の骨子と実施要綱等との対応

平成 27 年度に作成したガイド制度の骨子と、平成 28 年度に作成した大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱及び運営細則との対応は、下表の通りである。

表 2 ガイド制度の骨子と実施要綱等との対応

骨子	要綱、運営細則
<p>1 大台ヶ原ガイド制度の意義・目的</p> <p>「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、大台ヶ原におけるガイド制度導入は、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発言に寄与することを目的とする。</p> <p>1) より質の高い自然体験の提供</p> <p>現在、大台ヶ原の自然や自然再生事業の他、歴史・文化等の魅力や取組等についての説明は、西大台利用調整地区立入の事前レクチャーにより実施しているが、ガイドによる現地案内という選択肢を加えることにより、利用者へより質の高い自然体験の機会の提供と自然環境の保全に関する普及啓発が可能となる。</p> <p>また、登山経験の浅い利用者に対し、より安全・安心な自然体験の機会を提供する・ことが可能となるとともに、利用マナーの向上が図られ、自然環境の保全に寄与する。</p> <p>2) 地元への経済的効果の発現</p> <p>ガイドの利用やガイド付きツアーの増加に伴う利用者や滞在時間、宿泊利用者の増加のみならず、地元ガイドの増加等により、地域経済への波及効果が期待される。</p>	<p>要綱 第1条</p>
<p>2 対象地域の範囲</p> <p>西大台を中心とした大台ヶ原を対象範囲とする。</p>	<p>要綱 第2条</p>
<p>3 大台ヶ原ガイド制度におけるガイドとは</p> <p>大台ヶ原は、登山だけに留まらず、大台ヶ原にしかない優れた自然や自然再生事業の取組、地域に息づく歴史・文化等他の地域にはない魅力にあふれている。</p> <p>また、利用者からは、「自然について解説をしてもらえるガイドを望む。」との要望も強い。</p> <p>これらを踏まえ、大台ヶ原におけるガイドは、大台ヶ原の魅力や取組を様々な方法で利用者に伝え、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ「大台ヶ原ガイド制度」の意義・目的に賛同する者とする。</p>	<p>要綱 第3条</p>
<p>4 ガイド制度の仕組み</p> <p>大台ヶ原におけるガイド制度は、登録機関が実施する講習会を受講するなど、一定の要件を満たすことで登録される「登録制」とする。</p> <p>登録機関は「大台ヶ原の利用に関する協議会」とし、協議会内部にガイド制度を運用するための運営委員会を設置する。</p>	<p>要綱 第4条</p> <p>運営細則第1、2条</p>
骨子	要綱、運営細則
<p>5 登録要件</p> <p>登録要件は、以下を満たしていることとする。</p> <p>1) 大台ヶ原ガイド制度の意義・目的に賛同すること。</p>	<p>要綱 第6条</p> <p>別表1</p>

<p>2) 賠償責任保険に加入していること。  3) 救命法等の講習を受講していること。  4) ガイドに関する資格を取得していること。  5) 登録機関が実施するガイド講習を受講していること。  6) その他協議会において定める要件<sup>(注:1)</sup></p> <p>注:1 料金体制の明確化、資格、欠格要件、猶予措置等を想定</p>	
<p>6 ガイド登録制度の流れ</p> <p>1) 登録の仕組み</p> <p>ア 登録希望者は申請  イ 登録機関で審査  ウ 審査をクリアした者は講習会を受講  エ 登録料の納付確認  オ 登録者を決定・登録</p> <p>2) 講習会の種類</p> <p>次の3種類を想定</p> <p>ア 登録講習会(必須)  イ 更新講習会(必須)  ウ スキルアップ講習会(仮称)任意</p>	<p>要綱  第5～10条</p> <p>登録料については  運営細則第3条</p> <p>講習会については  要綱第11条・運営  細則第4～6条</p>
<p>7 登録状況の発信</p> <p>登録機関のHP等により、登録ガイドに関する情報を広く国民に発信する。</p>	<p>要綱  第12条</p>
<p>8 実施体制</p> <p>自然再生推進委員会の助言・協力を得つつ、登録機関である大台ヶ原の利用に関する協議会が事業を実施し、事務作業及び経費等は、協議会の構成機関のうち運営委員会(仮称)のメンバーとなる者が分担する。</p>	<p>要綱  第4条</p> <p>運営細則第1、2条</p>

### 3-3. 大台ヶ原登録ガイド制度に関する論点

#### (1) 主な論点とそれに対する対応

合同検討会やガイドとの意見交換会、協議会においては、大台ヶ原登録ガイド制度の実施要綱及び運営細則に関して、下表のような意見があった。それぞれの論点に関して、下表の右欄に示すような対応を行い、実施要綱と運営細則の最終案を作成した。

表 3 大台ヶ原登録ガイド制度に関する論点およびそれに対する対応

項目	主な意見	対応
1. 対象地域の範囲 (第2条)	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回のガイドの性質として、いわゆる山岳ガイドではなく、「自然ガイドステージⅠ」に相当する自然ガイドであることを明確にしておく必要がある。また、案内できるルートまで明確にしておいた方がよい。</li> </ul> <p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象地域の明示は行う必要がある。利用できる歩道の指定については、詳細な内容なので、要綱には馴染まない。ただし、大杉谷がこの制度の対象外であることについては明記する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;第2回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>22番の防鹿柵は歩道の近くにあり、自然再生事業の成果を見せるのに適しているので、登録ガイドへの特典として、ぜひ公開してほしい。</li> <li>防鹿柵の内部を公開する場合、常に踏圧を受けることになるので、木道の設置などが必要になるのではないか。</li> <li>防鹿柵内の公開はガイドのステータスになるが、踏圧を受けることや、木道の設置などで手を加えることには抵抗感がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象範囲を明確にした（西大台利用調整地区及び東大台）。（実施要綱・第2条および別添参照）</li> <li>ルートは、対象範囲内の歩道とし、歩道以外の利用は不可とした。対象ルートは、大台ヶ原周回線（松浦武四郎分骨碑ルート、大蛇岩、日出ヶ岳を含む）、木和田大台ヶ原線（小処～逆峠）とした。（特典として検討されている防鹿柵内の立入りは引き続き検討する。）</li> </ul>
2. ガイド登録の要件 (第6条)		

<p>①「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」への同意</p>	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガイドの心得」及び「ガイド事業共通ルール」などはあってもよいと思う。</li> <li>・ルール等の内容については、常識的なものばかりなので、事務局側で守るべきルールについて整理して、登録の際の要件にすればよい。</li> <li>・ルールを考える際は、大台ヶ原ならではの特殊性を踏まえる必要がある。大台ヶ原には、利用調整地区があり、入れる場所と入れない場所がはっきり分かれているということと、ペットを連れて入る人が多いこと、野生動物に餌付けする人が多いという問題などを踏まえて、ルールの中で書く必要がある、</li> <li>・自然再生事業が進展していることも大台ヶ原の特徴なので、そういった点も踏まえる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録要件に、「①「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」への同意」の項目を設定し、要件に盛り込んだ。(実施要綱・別表1参照)</li> <li>・「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」を作成した。(実施要綱・様式2参照)</li> </ul>
項目	主な意見	対応案
<p>①「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」への同意(続き)</p>	<p>&lt;第2回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「登録ガイド心得(案)」で、「大台ヶ原の自然や歴史、文化の魅力」とあるが、「文化」の言葉を安易に使わない方がよい。「歴史・文化」とまとめてはどうか。</li> <li>・「ガイド共通ルール(案)」の「ガイドの範囲」で、「実施要綱に示された範囲内とする」とあるが、短い条文なので、実施要綱の条文をそのまま書くのがよい。</li> </ul>	
<p>②安全にガイドできる知識と技術を有していること</p>	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本山岳ガイド協会では、ガイド資格を国家資格化することを考えているので、大台ヶ原のガイド制度でも、「自然ガイドステージⅠ」の取得を目指す必要がある。</li> <li>・基本的なガイドの質については、「自然ガイドステージⅠ」で確保し、大台ヶ原の特徴である自然再生事業等については、講習会などで補うという考え方でよいのではないかと。</li> <li>・「自然ガイドステージⅠ」を持っていない者に対する猶予措置についても考えてほしい。</li> </ul> <p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資格の取得」に関する要件については、「会長が同等以上と認める技術、資質を持っていること」として、「自然ガイドステージⅠ」は例示の一つとして扱ってはどうか。</li> </ul> <p>&lt;第2回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園指導員と日本体育協会の山岳指導員も要件を満たす資格に加えてほしい。</li> <li>・資格がなくても大台ヶ原に精通している人は、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初案では、「自然ガイドステージⅠ等の既存のガイド資格の取得」等を要件することとしていたが、資格を取得していない地元ガイド等への措置が課題となった。</li> <li>・検討の結果、最終案では、「自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状」によって判断することとした。</li> <li>・自然ガイド等に関する資格の判断基準については、「自然環境に関する基礎知識」「自然ガイドや自然体験活</li> </ul>

	<p>構成機関の長の推薦を受ければ登録ができる ということを要件に盛り込むことは好ましい。</p> <p>＜第2回合同検討会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の資格の取得を要件にすると、どの資格をOKとするか判断が難しいため、要件には資格を設けないのがよい。</li> <li>・ガイド個人が持っている資格は要件にはせず、ホームページのガイド紹介に書いておいて、利用者が自由に選択できるようにすればよいのではないか。</li> <li>・最初は要件を満たす資格をいくつか挙げておいて、申請者から新たな資格が出てきた場合は、その都度調べて決めればよい。まずは制度をスタートさせて、問題がある場合に、その都度修正することがよい。</li> </ul>	<p>動の指導等に関する知識・技術」「安全管理及び危急時対応に関する知識・技術」の3分野の習得により付与される資格であること等を条件とすることとした。(詳細は、3-3.(2)参照)</p>
項目	主な意見	対応案
<p>②安全にガイドできる知識と技術を有していること (続き)</p>	<p>＜第1回協議会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会構成機関の地方公共団体の長による推薦でも可となっているが、ガイド個人の安全にガイドできる知識と技術の保有について、地方公共団体の長が推薦するという形式は疑問である。</li> <li>・地方公共団体の長のみで、なぜ民間団体は駄目なのか疑問である。</li> <li>・地域には、ガイド資格を持っていなくても、十分な実績がある人がいるので、そういった人を排除しない制度にしてほしいという考えがあったが、案では、構成機関の長による推薦でも可能となっているので、その課題はクリアできると考える。ただし、地方公共団体の長に限定されるとは考えていなかったもので、その点については、さらに議論が必要。</li> </ul> <p>＜第3回ガイド意見交換会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本山岳ガイド協会の自然ガイドステージIを基準として、これに準ずる資格とするのが適当である。その他に、適格と思われる資格が出てきた場合は、その都度検討して修正していけばよい。</li> </ul> <p>＜第3回合同検討会＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録の際に、ガイドとしての実績の報告を義務付けることも考えられる。</li> <li>・登録ガイドの質については、講習会を充実させることによって、向上させていくことが重要で</li> </ul>	

	ある。	
③救急法の受講	<p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「救急法の受講」の要件は、「自然ガイドステージⅠ」の内容と重複する部分が多いので、再検討するのがよい。</li> </ul> <p>&lt;第2回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MFA（メディカルファーストエイド）も要件を満たす資格に入れてほしい。</li> <li>・救急法は、年に1回の受講を義務付けた方が望ましい。</li> </ul> <p>&lt;第3回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然ガイドステージⅠ以上の認定を受ける際に、危急時対応に関する講習の受講が義務付けられているので、自然ガイドステージⅠの所持者は、救急法等の受講に関する要件は免除するか、要件を「日赤救急法基礎講習と同等以上の受講経験」等に修正してはどうか。</li> <li>・自然ガイドステージⅠを持っていても、定期的に救急法等を受講している訳ではないので、その点は考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録要件に、「③救急法の受講」に関する項目を設定した。（実施要綱・別表1参照）</li> <li>・具体的な要件を、「日赤の救急法基礎講習又は消防等が行っている普通救命講習若しくはそれに準じる救命に関する受講経験があること」とした。</li> </ul>
項目	主な意見	対応案
④保険の完備	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償責任保険については、補償金額の最低基準を決めておくのがよいのではないか。</li> <li>・利用者が入る障害保険についても、利用者に対して加入を強く推奨するということを書いておく必要がある。</li> <li>・保険をかけていない利用者に対して、すぐに保険会社を紹介できるパイプをつくっておくことも重要である。</li> <li>・山上に簡易な保険に入れる自販機が設置できれば理想的である。</li> </ul> <p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への保険の加入を「推奨すること」となっているが、保険への加入は必須にするのがよい。</li> </ul> <p>&lt;第2回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の保険加入を必須とするのであれば、金額まで決める必要があるが、旅行会社のツアーでは、旅行会社が一括して保険をかける場合もあり、ガイド側でコントロールできない部分が多い。利用者の保険加入を必須にするとガイド制度のハードルが高くなるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第2回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者も保険に入るべきであるという事は、どこかに明記してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録要件に、「④賠償責任保険への加入」に関する項目を設定した。（実施要綱・別表1参照）</li> <li>・利用者自身の傷害保険への加入は、要件には馴染まないため、「ガイド共通ルール」の中に「ガイドツアーの参加者に対して、傷害保険に加入させる」ことを盛り込んだ。（実施要綱・様式2参照）</li> </ul>

	<p>&lt;第3回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の傷害保険への加入は必須とした方が望ましい。</li> </ul> <p>&lt;第2回協議会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務としてガイドを行う場合にも、適用される種類の保険である必要があることを明記すべき。</li> </ul>	
⑤ガイドに関する情報の提供	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドのレベルを保つためにも、最低金額は決めておくのがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録要件に、「⑤登録ガイドに関する情報の提供（登録要件）」を設定し、ツアー料金を明確にすることとした。（実施要綱・別表1、様式5参照、）</li> <li>・ガイド料の最低料金の設定については、今後の課題として引き続き検討することとした。</li> </ul>
項目	主な意見	対応案

<p>⑥協議会が実施する講習会の受講</p>	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドテキストについては、現行のガイドテキストを基に、ガイド団体からも意見をもらって改訂すればよい。</li> <li>ガイド講習会に参加できない者への対応を検討してもらいたい。</li> </ul> <p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1回のみとなっているが、その日に参加できない人の救済措置についても検討してほしい。</li> </ul> <p>&lt;第2回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習会は、できるだけ奈良県内（上北山村）で開催して、地域に還元することを考えてほしい。</li> </ul> <p>&lt;第2回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最初から要件を厳しくする必要はないが、スキルアップ講座の受講を毎年義務付けるなどして、ガイドのスキルを向上していく仕組みをつくる必要がある。そのことがガイドへの特典にもなる。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活性化に関するカリキュラムとして、大台ヶ原周辺地域の「宝探し」に関するワークショップを組み込んではどうか。</li> <li>観光交流の事例や手法を学ぶ時間を設けてはどうか。</li> <li>日本エコツーリズム協会の「エコツーリズムガイド養成講習会」を誘致してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年に策定した「西大台ガイドのためのテキスト」をベースにして、新しく「大台ヶ原ガイドテキスト」を作成することとした。（「4. ガイドテキスト改訂（案）の作成」参照）</li> <li>講習会は複数回の開催することとし、開催日を事前に周知し、また開催日を固定することにより（例：毎年2月及び3月の第1週の水曜日に開催）、受講を希望する者の年間スケジュールを立てやすくすることを想定する。</li> <li>講習会は、上北山村内で開催することを想定（「3-5. 大台ヶ原登録ガイド講習会（案）の作成」参照）</li> </ul>
<p>⑦その他の登録要件について</p>	<p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域への居住」を要件にすることについて委員から意見があったが、現段階では要件にはしない。</li> </ul>	
<p>3. 登録に係る審査（第5条）</p>	<p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録に係る審査を、運営委員会、審査委員会の2段階としているが、手続きが煩雑になる。また、登録制であるため、審査委員会の審査は必要ないのではないか。</li> <li>登録に関する問題が生じた場合には、第三者による助言を受けることができる仕組みを、別途記載してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初案では、登録の審査は、運営委員会、審査委員会の「2段階制」で行うこととしていたが、審査は運営委員会で行うことに変更（実施要綱・第5条および運営細則案・第1条参照）</li> <li>登録に関する問題が生じた際に、第三者の視点から検討・助言を行う「第三者委員会」に関する規定を追加した。（実施要綱・第20条および運営細則案・第2条参照）</li> </ul>

項目	主な意見	対応案
4. 登録料金（第7条）	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録料を払うことでどういうメリットがあるかという問題になるので、ガイドのステータスについて考えてもらいた。</li> <li>有効期間2～3年程度の登録料としては、8000円程度で妥当だと思う。</li> </ul> <p>&lt;第2回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初年度だけでなく、更新時にも支払うのであれば、「登録料」という名称よりも、「初年度入会金」等とした方が理解しやすい。</li> <li>年会費を取るのではあれば、会報やメルマガによる情報提供などのメリットがないと、抵抗感があると思う。</li> <li>年会費を取るのであれば、登録料と同様に、金額の具体的な根拠、何に使うのかといった点を示してほしい。</li> <li>年会費を払っているのに、西大台に入る際に手数料を取られるのは抵抗を感じるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録料金は8,000円（有効期間3年）とした。（実施要綱・第7条および運営細則・第3条参照）</li> </ul>
5. 登録の拒否（第8条）	<p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>問題のある者をあらかじめ排除できるような文言を加える必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力団関係者等の拒否に関する規定を追加した。（実施要綱・第8条参照）</li> </ul>
6. 登録の有効期間（第10条）	<p>&lt;第1回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スケジュールでは、実際に登録ガイドとして活動できるのは、平成29年10月からとなっているが、1年目に活動できる期間が非常に短くなってしまっているので、有効期間などについて考慮してほしい。</li> </ul> <p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有効期間は、原案どおりでよいが、平成29年度の初回の登録については、初年度が6ヶ月間のみとなるため、特例として、平成32年度末までの3年6ヶ月としてはどうか。</li> <li>第10条2行目以降の休止に関する規定については削除して、休止の取り扱いは運用で対応するなどの検討を行ってはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有効期間は3年間とした。なお、初年度の平成29年度の登録者に限り、有効期間を平成29年度+3年間とすることを想定</li> <li>当初案にあったガイドの休止に関する規定は削除した。</li> </ul>
7. 遵守事項	<p>&lt;第1回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施要綱における遵守事項の条文の必要性について、再検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初案では、「遵守事項」の条文を設けていたが、ガイド共通ルールに「登録要件の遵守」の項目を設けることとし、要綱から「遵守事項」の項目を削除した。（実施要綱・様式2参照）</li> </ul>

項目	主な意見	対応案
8. 登録の抹消 (第 17 条)	<p>&lt;第 1 回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登録に係る審査と同様、運営委員会のみで審査してよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初案では、登録の抹消は、運営委員会、審査委員会の「2段階制」で行うこととしていたが、運営委員会又は必要に応じて第三者査委員会の助言を得て会長が判断することに変更した。(実施要綱・第 17 条参照)</li> </ul>
9. 事故の報告 (第 23 条)	<p>&lt;第 1 回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「重大な事故の生じた場合」報告することとなっているが、軽微なものも含めて報告することが好ましいので、「重大な」の文言は削除してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重大な」の文言を削除(実施要綱・第 23 条参照)</li> </ul>
10. ガイドの評価 (第 25 条)	<p>&lt;第 1 回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドの質を保つためガイドを評価して、利用者のニーズや意見を把握し、ガイドにフィードバックする仕組みは必要である。</li> </ul> <p>&lt;第 2 回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細に評価をするなら、ガイドの服装、説明などの項目を設けて、項目ごとに評価してもらう必要がある。</li> <li>協議会がホームページ等で提供しているガイド情報と、実際のガイドの内容が合致していたかといった点についてもアンケートで聴く必要がある。</li> </ul> <p>&lt;第 2 回合同検討会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドに対する個別の評価については、ガイド個人にだけに返すことが好ましいが、利用者による評価は、最終的にガイド制度自体のレベルアップに繋がるようにする必要がある。</li> <li>実施要綱の条文では、会長が評価するような表現になっているので、修正する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;第 3 回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートの回収率を上げるために配布・回収方法などについて工夫するとともに、ガイドの内容や利用目的などについても把握できるよう工夫する必要がある。</li> <li>登録ガイドの実績報告を義務付けて、実施要綱の条文にも入れる必要があるのではないか。ガイド制度の評価の箇所に、報告義務について記載してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者アンケート等による評価の仕組みを設けること想定(実施要綱・第 25 条および運営細則・第 7 条参照)</li> <li>その方法(アンケートは郵送にするのか、協議会のHPに書き込むのか等々)について費用面を含め、今後検討が必要</li> <li>利用者の評価はガイド制度全体のレベルアップにつながるよう仕組みを検討する必要がある。</li> </ul>
11. ガイドとの意	<p>&lt;第 1 回ガイド意見交換会&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録ガイドと協議会、およ</li> </ul>

見交換（第 26 条）	・年 1 回程度、登録ガイドと環境省との情報交換の場が必要である。	び登録ガイド間の情報共有、意見交換の場を設けることとした。（実施要綱・第 26 条および運営細則・第 8 条参照）
項目	主な意見	対応案
12. その他	<p>&lt;第 1 回ガイド意見交換会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイド制度が開始されれば、利用者にとっても、ガイド利用の門戸が広がるし、ガイド事業者にとっても活躍の場が広がるので、早急に開始すべきだ。</li> <li>・今後は、何人以上のツアーであれば、必ず登録ガイドを付けるといったルールも考えていく必要がある。</li> <li>・今の大台ヶ原は健常者だけのものになっているが、障害者も利用できるようなあり方についても考えてほしい。</li> <li>・（「4 登録料金」でも出されているが）ガイドへのステータスの付与（登録のメリット）を求める意見が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイド制度の運用開始は平成 29 年 4 月を想定</li> <li>・ツアーについて、ガイド同行の義務付けは想定していない。</li> <li>・障害者対応はガイド制度とは切り離して検討することが適当</li> <li>・ステータスの付与は今後の課題である。登録ガイドへの防鹿柵内への立入り等の特典について検討していく必要がある。</li> </ul>

## （2）登録要件「②安全にガイドができる知識と技術を有していること」の検討経緯

### 1）検討の経緯

大台ヶ原登録ガイドの骨子では、「大台ヶ原ガイド制度におけるガイド」について、「大台ヶ原の魅力や（自然再生の）取組を様々な方法で利用者に伝え、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し」とされている。

大台ヶ原におけるガイド制度は登録制であることから、登録を希望するガイドは要件を満たせば原則として登録が可能となるシステムであり、「知識と技術を有している」ことについても、提出された書類で判断する必要があった。そのため、これらの知識や技術の保有について、日本山岳ガイド協会の自然ガイドステージ I 等のガイド資格の取得によって判断することが想定された。

一方で、資格は無いが、ガイドの実績がある人への措置も必要であったことから、各種会議において議論を重ねる中で、「知識と技術の保有」に関する判断基準として、「自然ガイドに関する資格の保有」または「大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関の長などの第三者からの推薦」を条件とする方向で検討を進めた。

### 2）第 2 回合同検討会での議論及び委員への意見照会

第 2 回合同検討会（10 月 7 日）では、登録要件②に関して、「〇〇〇等の資格認定証等の写し、または協議会の構成機関の長若しくは大台ヶ原登録ガイド 2 名からの推薦状」によって判

断する案を提示した。

委員から、「既存の自然ガイドに関する資格の取得を要件にすると、どの資格をOKとするか判断が難しいため、資格の取得は要件としない方がよい」といった意見もあり、議論がまとまらなかった。

そのため、第2回合同検討会の終了後、ガイドのレベル（一定程度のレベルを求めるのか）について、委員等に対して、あらためて意見照会を行った。

その結果、「一定の技術レベルを持った者を登録する必要がある」ことが確認され、それを前提に登録要件を検討することとした。

### 3) 最終案の作成

第3回合同検討会（平成29年1月31日）では、登録要件②について、「大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である地方公共団体の長からの推薦状、又は自然ガイドに関する資格認定証等の写し」によって判断する案を提示した。

また、「自然ガイドに関する資格」の定義として、法人格を有する組織により、試験等に合格し付与されるものであり、試験内容が「自然環境に関する基礎知識」「ガイドに関する基礎知識・技術（解説技術や倫理）」「安全管理及び危急時対応に関する知識・技術」の3分野を満たすものであることとした。

事務局案に対し、試験によって付与される資格に限定すること等について異論もあり、議論がまとまらなかったことから、その後、事務局と座長の村上委員との間で再検討を行い、登録要件②について、「判断基準の考え方」の最終案を作成した。

最終案では、「自然ガイド等に関する資格の定義」を、原則として法人格を有する組織により、「自然環境に関する基礎知識」「自然ガイドや自然体験活動の指導等に関する知識・技術」「安全管理及び危急時対応に関する知識・技術」の3分野の習得により付与される資格であることとした。

また、その資格が試験によって付与されたものではない場合は、「過去3年間のガイド実績（10日以上）の提出」により、条件を満たすこととした。

この最終案を第2回大台ヶ原の利用に関する協議会（3月3日）に諮り、実施要綱及び運営細則が確定された。

## <参考>第2回ガイド制度合同検討会後の意見照会結果

第2回ガイド制度合同検討会の終了後、ガイドの登録要件②に関して、委員等に対して意見照会を行い、以下の2件の回答を得た。

### ガイドのレベルや要件についての意見照会書

大台ヶ原ガイド制度の検討において、事務局では第2回検討会において登録要件の設定については明確な方向性の確認に至らなかったと認識しております。

つきましては、以下について委員のご意見をお伺いします。

#### <事務局として確認したいこと>

大台ヶ原ガイド制度検討における前提であった「登録ガイドは誰でもよいということではない。一定の技術レベルを持った者を登録する必要がある。」という考え方についてお伺いします。

- ①上記考え方に賛成で、第2回検討会で提示した事務局案（要件の中に資格又は推薦を受けることを盛り込む）でよい。
- ②上記考え方に賛成であるが、一定レベルを持っている（ガイド技術がある）ことを判断する基準を「資格の保有」と「第三者による推薦」に限定することなく、それ以外の方法も検討するのがよい。  
例：ガイド資格の証明書、屋外におけるガイド講習会の受講証明書、ガイド実績等を提出することでこと足りることとする。
- ③登録ガイドは、必ずしも一定のレベルを持っている必要はない、レベルが低い者であっても登録後にステップアップしていけばよい。  
※③については、その理由、今後の対応方針等をお聞かせください。
- ④それ以外の意見

回答 いずれかに○を付けてください。→

①      ②      ③      ④

#### <ご意見>

##### ◆意見1

※上記の回答は①

ガイド制度のしくみについての意見

要件

- ・登録機関が実施する講習会を受講するなど、一定の要件を満たすものを登録する「登録制」とする。
- ・登録要件（意義・目的に賛同、賠償保険加入、救急法講習を受講、ガイド講習を受講）を満たすもの
- ・協議会が定める資格の取得は、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有するものとする。ガイドの質は「自然ガイドステージⅠ」を基準と考える。ただし、その資格を持たない地域住民のガイド希望者には、一定の期間に講習会などを実施して、それに見合う資質が得られて登録の道が開けるよう配慮することが望まれる。

大台ヶ原におけるガイド制度導入は、大台ヶ原ならではの自然体験を求めて訪れる利用者に対して質の高い自然体験の提供、そして地元への経済的波及効果につながることに寄与するもの。信頼面で確かなガイド制度により、高付加価値のエコツアー商品が誕生することを期待する

##### ◆意見2

試行が許されるのであれば、②で実施

あまりにも複雑で判断に困る事態になれば①→実際には判断可能なことが多いと思う。

①は少し限定し過ぎな感がある。

### <参考>第3回ガイド制度合同検討会の欠席委員への意見照会結果

第3回ガイド制度合同検討会の開催の前に、検討会を欠席する委員に対し、大台ヶ原登録ガイド制度に関する事務局案を提示して意見照会を行った結果、以下の2件の回答を得た。

#### ◆意見1

方向性に概ね異論はありません。

気付いた点を箇条書きで記します。

- ・資料1第13条2 「再発行」手数料は設定されるのか？
- ・資料1第17条 なお書きの部分が、「次の各号に掲げる事由」の直前に来るため、文章の流れが分断される。「事由」の後ろに回す方が良い。なお書を2項として独立させてはどうか？
- ・資料1様式2(安全管理)1 「参加者は、傷害保険に加入させる」→「参加者を傷害保険に加入させる」
- ・同4 「適切な緊急処置を行い」→「適切な応急処置を行い」
- ・資料1様式5 項目名「提供するガイドの内容」と内容「提供しているガイドツアーの内容」が不一致。
- ・資料4 登録要件の判断基準の考え方が十分に練られていないように感じる。

「登録要件に適合すると認める資格について」照会者から資格に関する情報提供を行わせそれを受けて判断することだが、情報提供の内容を明確にすべき。第2項(自然ガイドに関する資格の定義について)で試験内容が判断材料として用いられるが、このような試験内容が情報提供すべき内容なのか？また、資格の取得時期が古く「資格として認められる試験内容」を示すことが出来ない場合も考えられる。その場合は、資格を取得してもらうことを求めるのか？海外で取得した資格の取り扱いはどうするのか？一読した際に疑問が湧いてくる。

#### ◆意見2

基本的に問題はないと思いますが、「自然ガイドに関する資格」原則として、「上記3分野を満たす試験内容であることとする。」とあるのですが、実際に3条件を全てクリアーしている資格認定があるとすれば、例えばどんなものですか。非公式でよいですので御教えください。もしかすると複数の資格認定書を提出しなければならなくなるか心配です。そうなると、ハードルが高すぎて応募者が、少なくなるのではと危惧いたしております。

### 3-4. 大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱等の作成

上記の検討によって作成し、第2回協議会において承認された大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱および運営細則について、次頁以降に示す。

## 大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱

この要綱は、大台ヶ原の利用に関する協議会（以下「協議会」という。）が行う大台ヶ原登録ガイド制度（以下「ガイド制度」という。）に関する必要な事項を定めるものである。

また、要綱の細部については、別途大台ヶ原登録ガイド制度運営細則（以下「運営細則」という。）に定めるところによる。

### （制度の目的）

第1条 この制度は、「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発現に寄与することを目的とする。

### （対象範囲）

第2条 別添「大台ヶ原登録ガイド制度対象範囲」のとおり、西大台及び東大台を対象とする。

### （ガイドの定義）

第3条 この制度におけるガイド（以下「登録ガイド」という。）とは、第2条の範囲において有料でガイド事業を行い、大台ヶ原の魅力や自然再生の取組を利用者に伝え、安全で質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ第1条の目的に賛同する者とする。

### （登録機関）

第4条 登録ガイドの登録は協議会が行い、その事務は、運営細則で定める大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行うこととする。

### （登録の申請）

第5条 登録ガイドの登録を受けようとする者は、協議会会長（以下「会長」という。）に、様式1により、申請しなければならない。

2 登録申請に関する審査は、運営委員会が行い、登録は会長が決定する。

### （登録の要件）

第6条 登録ガイドの登録要件は、別表1のとおりとする。

### （登録等）

第7条 会長は、登録申請に対する審査結果を申請者に通知し、登録要件を満たした者に対しては、第11条に規定する講習会の開催について通知することとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、講習会を受講しなければならない。

3 会長は、講習会の受講を終了した者に対して、登録が可能である旨を通知することとする。

- 4 前項の通知を受けた者は、別表 1 に掲げる提出書類を提出するとともに、運営細則に示された登録料を納付しなければならない。
- 5 前項の登録料は、通知を受けた日から 10 日以内に納付しなければならない。
- 6 会長は、第 4 項の提出書類の提出及び登録料の納付があったときは、速やかに申請者を登録ガイドとして登録するものとする。
- 7 登録に係る登録料は、廃止、停止、失効及び抹消による返納はしない。

(登録の拒否)

第 8 条 会長は、登録ガイドの登録を受けようとする者が次の号に該当するとき、又は申請書類に虚偽の記載があるときは、その登録を拒否することができる。

- 2 第 17 条の規定により登録ガイドの登録を抹消され、登録が抹消された日から 3 年を経過しない者、暴力団と関係がある者等会長が不適格と判断する者

(登録証書等の交付)

第 9 条 会長は、第 7 条の登録を行ったときは、申請者に登録ガイド登録証書（様式 3）等を交付する。

(登録の有効期間)

第 10 条 第 7 条第 6 項の登録の有効期間は、登録された日から起算して 3 年を経過する年度の 3 月 31 日までとする。

(講習会の開催)

第 11 条 会長は、第 7 条の登録および第 18 条の登録の更新に関して、運営細則で定める講習会を開催するものとする。

- 2 会長は、前項の講習会の開催において、受講料を徴収することができる。

(登録ガイドの情報発信)

第 12 条 会長は、第 7 条第 6 項の登録をしたときは、登録ガイドの情報を公表するものとする。

(登録内容の変更等)

第 13 条 登録ガイドは、申請書の記載事項に変更があったときは、変更事由を記載した書類に登録証書の写しを添えて会長に提出するものとする。

- 2 登録ガイドは、第 9 条の登録ガイド登録証書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、会長に申請して、再発行を受けることができる。

(事業の廃止)

第 14 条 登録ガイドが当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

(登録の停止)

第 15 条 会長は、登録ガイドが登録要件に適合しないと認める事由が生じたときは、その登録を停止することができる。

- 2 会長は、前項により登録を停止した場合は、当該登録ガイドにその旨を通知する。
- 3 登録の停止を受けた登録ガイドは、登録を停止された日から起算して 1 年以内に要件に適合した場合は、登録の停止解除を申請することができる。但し、第 10 条の登録有効期間を超えて、申請することはできない。
- 4 会長は登録の停止解除の申請を受けた場合は、登録の停止を解除することができる。

(登録の失効)

第 16 条 登録ガイドへの登録は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

(1) 前条の登録を停止された日から起算して、1 年以内に登録の停止の解除の申請が行われなかったとき。

(2) 登録に係る有効期間が経過し、更新の手続きが行われなかったとき

- 2 会長は、前項により登録が失効したときには、その旨を本人に通知する。

(登録の抹消)

第 17 条 会長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、登録を抹消することができる。

(1) 過失等の原因による重大な事故が生じたとき

(2) 利用者からの苦情に適切に対処せず、改善されないと認められるとき

(3) 申請書の記載情報が虚偽であると認められるとき

(4) その他会長が登録の抹消に当たると判断するとき

- 2 会長は、登録の抹消をしようとする場合には、当該ガイドに弁明の機会を付与するものとする。

3 会長は、前項により登録を抹消したときは、その旨を本人に通知する。

- 4 登録を抹消された者は、登録が抹消された日から起算して 3 年は、登録の申請を行うことができない。

(登録の更新)

第 18 条 登録の更新を受けようとする者は、会長に申請しなければならない。

2 登録更新の要件は、別表 2 のとおりとし、登録の更新を受けようとする者は、同表に掲げる書類を提出するものとする。

3 登録更新に関する審査は、第 6 条の定めを準用する。

4 登録更新料は、第 7 条の定めを準用する。

(登録の更新の拒否)

第 19 条 会長は、登録の更新を受けようとする者が別表 2 の要件に適合しないと認められる又は、第 8 条に定める事項に抵触するときは、その登録の更新を拒否することができる。

(大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会)

第 20 条

会長は、登録の拒否、登録の停止、登録の抹消又は更新の拒否をするときは、運営細則に定める大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会を設置し、その助言を求めることができる。

(登録証書等の返納)

第 21 条 登録ガイドは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、会長に登録証書等を返納しなければならない。

- (1) 登録ガイドの登録が失効したとき
- (2) 登録ガイドの登録が抹消されたとき
- (3) 第 14 条の届出を行ったとき

(苦情への対応)

第 22 条 会長は、登録ガイドの利用者やその他一般から登録ガイドについて苦情が寄せられた場合は、必要に応じて当該登録ガイドに通知するとともに、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

(事故等の報告)

第 23 条 登録ガイドは、事業において、事故等が発生した場合は速やかに会長に報告するものとする。

2 報告を受けた会長は、必要に応じてその概要を登録ガイドに周知する等し、事故等の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第 24 条 会長は、運営委員会等に、制度の運営に関して必要な調査をさせることができる。

(ガイド制度の評価)

第 25 条 会長は、本制度が大台ヶ原におけるより質の高い自然体験の提供等に寄与するために、定期的に本制度の評価を実施することとする。

(ガイドとの意見交換)

第 26 条 会長は、登録ガイドと協議会や登録ガイド間の情報共有、意見交換を図るための意見交換会を必要に応じて開催することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 登録要件

項目	提出書類
①「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」に同意すること。	様式 2 「登録ガイド心得」「ガイド共通ルール」同意書
②安全にガイドができる知識と技術を有していること。	様式 1 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去 3 年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
③日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準じる救命に関する受講経験があること。	様式 1 過去 3 年以内の救命に関する受講経験を証明するものの写し
④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。	様式 1 保険契約書等の写し
⑤様式 5 に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。	様式 5 登録ガイド情報
⑥協議会が実施する登録講習会を受講していること。	受講修了証の写し

(別表2) 更新時の要件

項目	提出書類
①「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」に同意すること。	様式2 「登録ガイド心得」「ガイド共通ルール」同意書
②安全にガイドができる知識と技術を有していること。	様式4 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
③日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準じる救命に関する受講経験があること。	様式1 過去3年以内の救命に関する受講経験を証明するものの写し
④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。	様式1 保険契約書等の写し
⑤様式5に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。	様式5 登録ガイド情報
⑥協議会が実施する更新講習会を受講していること。	受講修了証の写し

(様式1)

申請書受付	平成 年 月 日	受付者
受付番号：		号

登録ガイド登録申請書

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会

会長 殿

現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱第5条に基づき登録を受けたいので、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」への同意書（様式2）
- 2 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
- 3 過去3年以内の日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準ずる救命に関する受講終了等を証明するものの写し
- 4 賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類

(様式2)

## 登録ガイド心得

私たち大台ヶ原登録ガイドは、ガイドという仕事を通じて、多くの人々に大台ヶ原の自然の素晴らしさを伝えるとともに、その自然環境の保全に寄与することに誇りを持ち、次の心得に基づいて活動します。

- 1 利用者の安全性を最優先に考えて行動します。
- 2 大台ヶ原の自然環境の保全に努めるとともに、大台ヶ原の自然再生の取組に賛同します。
- 3 大台ヶ原の自然や自然再生の取組、歴史、文化の魅力を幅広く伝えていきます。
- 4 ガイド事業において、地域社会の活性化に寄与します。

## ガイド共通ルール

(ガイドの範囲)

- 1 大台ヶ原登録ガイドの対象範囲は、実施要綱に示された範囲内とする。
- 2 対象ルートは、大台ヶ原周回線（松浦武四郎分骨碑ルート、大蛇嶺、日出ヶ岳を含む。）及び木和田大台ヶ原線（小処～逆峠）とする。歩道以外の立入りは行わない。

(安全管理)

- 1 ガイドツアーの参加者に対して、傷害保険に加入させるとともに、服装を始め安全管理及び自然環境保全に関する注意事項を伝え、十分な準備をさせて参加させる。
- 2 参加者の体調に注意し、ガイドツアーへの参加が難しいと判断される者は辞退させる。
- 3 天候の状況に注意し、大雨、雷等の気象条件によりツアーの実施、継続が難しいと判断される場合は、ガイドツアーを中止、中断し適切な安全対策を行う。
- 4 怪我等の事故が発生した場合は、適切な応急処置を行い、必要な場合は救助を要請し、救急隊に引き渡すまで責任を持って対処する。

(自然環境保全)

- 1 自然公園法を遵守し、不適切な行為が行われないよう参加者に適切な行動を求める。
- 2 西大台は、我が国で最初に利用調整地区に指定された地区であり、西大台の特殊性を十分理解し、自然環境に影響を及ぼすことがない利用に努める。

(登録要件の遵守)

保険の完備等登録時の要件とされる事項について、登録後も引き続き要件を満たしておくこと。

私は、上記登録ガイド心得及びガイド共通ルールに同意します。

また、登録ガイドに登録後は、ガイド技術の向上に努めるとともに、地域振興に貢献しガイドの社会的地位の向上に努めます。

平成〇年〇月〇日

氏名 印

(様式3)

## 大台ヶ原登録ガイド登録証書

様

あなたは、大台ヶ原登録ガイド制度の目的に賛同し、当協議会が定める  
大台ヶ原登録ガイドへの登録要件を全て満たしました。

よって、ここに大台ヶ原登録ガイドとして登録します。

登録番号

登録期間 平成○年○月○日～平成○年○月○日

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会 会長

印

(様式4)

申請書受付	平成 年 月 日	受付者 印
受付番号： 号		

登録ガイド更新申請書

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会  
会長 殿

現住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

生年月日 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

私は、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱第18条に基づき登録の更新を受けたいので、下記の資料を添付して申請します。

記

- 1 「登録ガイド心得」及び「ガイド共通ルール」への同意書（様式2）
- 2 自然ガイド等に関する資格認定証等の写し及び過去3年以内のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状
- 3 過去3年以内の日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準ずる救命に関する受講終了等を証明するものの写し
- 4 賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類

(様式5)

### 登録ガイド情報

申請者の氏名	
現住所	
連絡先	TEL : E-mail : FAX :
所有する資格	・ガイドに関連する資格を記入してください。
得意分野	・ガイドを行う上での得意分野について記入してください。 (例：植物に関する解説、歴史に関する解説、野鳥の観察…etc.)
提供するガイドの内容	・提供しているガイドツアーの内容を具体的に記入してください。 (例：東大台1周コース、西大台1周コース、山麓から西大台経由で大台ヶ原駐車場までのコース…etc.)
ガイド料金	・ガイド料金について、上記のそれぞれのコースごとに具体的な金額を書いてください。その際、1グループ当たりの料金か1人当たりの料金かを明記してください。



別添 大台ヶ原登録ガイド制度対象範囲

大台ヶ原登録ガイド制度対象範囲は、以下に示す西大台及び東大台とする。

なお、対象ルートは、大台ヶ原周回線（松浦武四郎分骨碑ルート、大蛇峠、日出ヶ岳を含む。）及び木和田大台ヶ原線（小処～逆峠）とする。歩道以外の立入りは行わない。



至  
小処までのルート

## 大台ヶ原登録ガイド制度運営細則

大台ヶ原登録ガイド制度の実施に関する取扱いについては、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるものの他、本運営細則に定めるものとする。

（大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会）

第1条 要綱第4条に定める大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、大台ヶ原の利用に関する協議会会長（以下「会長」という。）が指名する別表1の機関により構成することとする。

2 運営委員会は、大台ヶ原登録ガイドの登録や抹消等の適否に係る審査、登録・更新等に係る事務、登録ガイドの情報発信、講習会の開催、広報、登録ガイドに関する苦情に係る調査、その他の事務を行うこととする。事務作業は構成機関で分担して行い、事務作業に係る経費は、原則として、当該事務作業を担当する機関が負担することとする。

別表1

運営委員会構成機関
近畿地方環境事務所 奈良県 川上村 上北山村 上北山村商工会 上北山村観光協会

（大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会）

第2条 要綱第20条に定める大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）は、会長が必要と認めるときに設置し、会長が委嘱する委員により構成することとする。

2 第三者委員会は、登録ガイドの登録の拒否、登録の停止、登録の抹消又は更新の拒否の適否、その他会長が諮問する事項に関して、第三者の視点からその妥当性について検討し、助言を行うこととする。

（登録料）

第3条 要綱第7条に定める登録料は8,000円とする。

（登録講習会）

第4条 会長は、登録ガイドの登録に必要となる講習会として、以下のような内容の講習会を、毎年開催することとする。

- (1) 自然公園法等の国立公園制度に関する事項
- (2) 西大台利用調整地区に関する事項
- (3) 安全管理に関する事項

- (4) 大台ヶ原の自然環境に関する事項
- (5) 大台ヶ原の歴史に関する事項
- (6) 大台ヶ原自然再生の取組に関する事項
- (7) 周辺地域における地域活性化の取組に関する事項
- (8) ガイドをめぐる動向等に関する事項
- (9) その他

2 講習会の日程及び詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(更新講習会)

第5条 会長は、登録ガイドの更新に必要な講習会として、以下のような内容の講習会を、毎年開催することとする。

- (1) 安全管理に関する事項
- (2) 大台ヶ原の自然再生の取組に関する事項
- (3) 周辺地域における地域活性化の取組に関する事項
- (4) ガイドをめぐる動向等に関する事項
- (5) その他

2 講習会の日程及び詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(スキルアップ講習会)

第6条 会長は、登録ガイドのガイド技術の向上のための講習会を必要に応じて開催することができる。

(ガイド制度の評価)

第7条 要綱第25条に定める制度の評価方法は、利用者によるアンケートを基本とし、その内容は会長が年度ごとに決定する。評価結果については、本制度の改善に活用するとともに、登録ガイドのサービスや技術向上のため、必要に応じて登録ガイドに通知するものとする。

## 登録要件の「②安全にガイドができる知識と技術を有していること」の判断基準の考え方

### 1 判断基準（提出書類）

自然ガイド等に関する資格認定証の写し及び過去3年間のガイド実績、又は大台ヶ原の利用に関する協議会構成機関である国若しくは地方公共団体の長からの推薦状

### 2 「自然ガイド等に関する資格」の考え方について

- 1) 資格を付与する組織は、原則として法人格を有するものであること。
- 2) 資格の取得に当たっては、自然環境に関する基礎知識、自然ガイドや自然体験活動の指導等に関する知識・技術、安全管理及び危急時対応に関する知識・技術の3分野の習得により付与される資格であること。

#### 資格に必要な3分野

	分野	例
1	自然環境に関する基礎知識	気象、地理、地形、地質、生物等の自然環境に関する知識
2	自然ガイドや自然体験活動の指導等に関する知識・技術	自然解説、接客、コミュニケーション等に係る知識・技術
3	安全管理及び危急時対応に関する知識・技術	・スポーツ科学、読図、ルートガイドイン グ、その他安全管理に関する知識と技術 ・怪我、セルフ・レスキュー、人工呼吸、心肺蘇生等に関する知識・技術

### 3 「過去3年間のガイド実績」の考え方について

- ア) 試験に合格し付与された資格であれば提出は不要とする。
- イ) ア) 以外の方法により付与された資格は、過去3年間における10日以上ガイド実績を提出すること。

### 3-5. 大台ヶ原登録ガイド講習会（案）の作成

大台ヶ原登録ガイドの登録及び更新において、受講が義務付けられる講習会の案について、下記のとおり作成した。

#### (1) 目的

- ・大台ヶ原登録ガイド講習会は、登録ガイドを目指す者に対して、大台ヶ原でガイドを行う上で知っておくべき事項について伝えることにより、大台ヶ原登録ガイドの質を維持・向上していくことを目的とする。

#### (2) 実施機関

- ・大台ヶ原の利用に関する協議会

#### (3) 実施時期・場所

- ・実施時期：初年度（初回）の登録は平成29年8月、次年度以降は毎年2月及び3月の各1日間  
※受講者が予定を立てやすいよう、開催日は毎年固定（2回開催）することを想定。いずれかの日を受講する。
- ・場所：上北山村内で実施することを想定

#### (4) 実施主体

- ・環境省の事業として実施

#### (5) 実施内容（案）

項目	内容	時間	担当
ガイド倫理と安全管理	・ガイド倫理と責任 ・リスクマネジメント	9：30～10：15	関西山岳ガイド協会など
大台ヶ原の沿革および歴史	・大台ヶ原の沿革 ・大台ヶ原の歴史	10：15～11：00	各テーマの専門家など
休憩		11：00～11：15	
大台ヶ原の利用ルール	・特別保護地区における行為規制 ・利用調整地区制度 ・その他の関連法制度	11：15～12：00	環境省近畿地方環境事務所
昼食		12：00～13：00	
大台ヶ原の自然環境等	・大台ヶ原の地形・地質・気象 ・植生、生物	13：00～13：45	各テーマの専門家
大台ヶ原自然再生事業	・大台ヶ原自然再生事業の経緯 ・自然再生の取組内容と成果	13：45～14：30	環境省近畿地方環境事務所
休憩		14：30～14：45	
大台ヶ原周辺地域における地域づくり	・地域の課題および資源について ・地域づくりへの活用について (ディスカッション)	14：45～15：45	
大台ヶ原におけるガイド活動	・大台ヶ原でガイド活動を行う上での課題や問題点について (ディスカッション)	15：45～16：30	

	・先進地域におけるガイドの取組などの紹介		関西山岳ガイド協会など
--	----------------------	--	-------------

#### 4. ガイドテキスト改訂（案）の作成

平成23年3月に策定した「西大台ガイドのためのテキスト」の内容を改訂し、大台ヶ原登録ガイド講習会において使用するためのテキストの案を作成した。

##### 4-1. 構成の変更

各種会議における検討結果に基づいて、「西大台ガイドのためのテキスト」の構成を、下表のように変更した。

表4 ガイドテキストの構成の変更（案）

西大台ガイドのためのテキスト（H23.3）		大台ヶ原登録ガイドのためのテキスト（仮称）
はじめに		はじめに
第1章 ガイド倫理と安全管理 第1項 ガイド倫理と責任 第2項 リスクマネジメント		第1章 ガイド倫理と安全管理 1. ガイド倫理と責任 2. リスクマネジメント
第2章 大台ヶ原（西大台）の自然環境等 第1項 地形・地質・気象 第2項 植生 第3項 生物 第4項 歴史・文化 第5項 西大台の景観と説明ポイント		第2章 大台ヶ原の沿革および歴史 1. 吉野熊野国立公園大台ヶ原の沿革 2. 大台ヶ原の歴史
第3章 大台ヶ原での取組及び関連法令等 第1項 大台ヶ原自然再生事業 第2項 関連法令等 ・大台ヶ原の沿革 ・利用に関するルール		第3章 大台ヶ原の利用ルール 1. 特別保護地区における行為規制等 2. 利用調整地区制度 3. その他の関連法制度
		第4章 大台ヶ原の自然環境等 1. 地形・地質・気象 2. 植生 3. 生物
		第5章 大台ヶ原自然再生事業 1. 自然再生の取組の経緯 2. 自然再生の取組の成果 3. 大台ヶ原自然再生推進計画2014

#### 4-2. 記述内容の追加修正

大台ヶ原自然再生推進計画のこれまでの成果や、「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の内容等を踏まえて、また、各種会議における意見等に基づいて、「西大台ガイドのためのテキスト」を基に、下表のような修正を行い、「大台ヶ原登録ガイドのためのテキスト（仮称）（案）」（参考資料1参照）を作成した。

表 5 ガイドテキストの修正内容（案）

区分			改訂内容	
はじめに			<ul style="list-style-type: none"> <li>大台ヶ原自然再生推進計画（第2期）及び 2014 について追加</li> <li>「自然環境保全」「質の高い自然体験」「地域振興」におけるガイドの役割について追加</li> </ul>	
第1章 ガイド倫理と安全管理	1. ガイド倫理と責任	(1) ガイド倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>大台ヶ原の自然環境の保全・継承の担い手としてのガイドの役割について追加</li> </ul>	
		(2) ガイドの責任		
	2. リスクマネジメント	(1) 自然に関するリスクマネジメント	1) 天候に関するリスク 2) 動植物に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>クマに関する安全対策、近年の出現状況等について加筆</li> <li>ハチ類全般の記述を加えるとともに、スズメバチ類に関する部分を明確化する。</li> </ul>
		(2) 一次救命処置と応急処置	1) 一次救命処置 2) 応急処置 3) 講習会について 4) ファーストエイドキット	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次救命処置について、最新のガイドライン(救急蘇生法の指針 2015)を反映した見直し</li> </ul>
	(3) 傷病者が発生した場合の対処の手順		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の内容を踏襲</li> </ul>	
第2章 大台ヶ原の沿革および歴史	1. 大台ヶ原の沿革	(1) 吉野熊野国立公園指定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の内容を踏襲</li> </ul>	
		(2) 国立公園制度の概要		
	2. 大台ヶ原の歴史	(1) 大台ヶ原の歴史	1) 開山までの歴史 2) 開山以降の歴史	<ul style="list-style-type: none"> <li>西大台利用調整地区ガイドブックの改訂に合わせて内容を修正</li> <li>「御手洗池」に関する記述を削除</li> <li>「伯母峰道」を「伯母峰道(古道・東熊野街道)」と修正</li> </ul>
	(2) 大台ヶ原の伝承		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の内容を踏襲するが、出典を明確にする。</li> </ul>	
第3章 大台ヶ原の利用ルール	1. 特別保護地区における行為規制等		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の内容を踏襲</li> </ul>	
	2. 利用調		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の内容を踏襲</li> </ul>	

	整地区制度			
区分				改訂内容
第3章 大台ヶ原の利用ルール	3. その他 の関連法制度	(1) 自然環境 保全に関する 法制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(4) 大台ヶ原・大峰山・大杉谷ユネスコエコパークについて」を追加</li> <li>・鳥獣保護法の改正に関する説明を追加。</li> <li>・エコツーリズム推進法に関する説明を充実。</li> </ul>
		(2) ガイド業務 に関連する 法制度		
		(3) エコツー リズムに関する 法制度		
		(4) 大台ヶ 原・大峰山・大 杉谷ユネスコ エコパークに ついて		
第4章 大台 ヶ原の自然環 境等	1. 地形・地 質・気象	(1) 地形		<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面、グラフ、数値等を最新のデータ(大台ヶ原自然再生推進計画2014)に修正する。</li> </ul>
		(2) 地質		
		(3) 水系		
		(4) 気象	1) 降水量 2) 気温	
	2. 植生	(1) 大台ヶ原 の植生の変遷		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の内容を踏襲</li> </ul>
		(2) 大台ヶ原 の植生の現状		
	3. 生物	(1) 植物	1) 大台ヶ原の植物 2) 大台ヶ原で見られ る実生と踏圧の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大台ヶ原自然再生推進計画2014」の調査結果を踏まえて、種数や生育状況に関する記述を修正</li> </ul>
(2) 動物		(1) 哺乳類 (2) シカと植生の 関係 (3) 鳥類 (4) 爬虫類 (5) 両生類 (6) 魚類 (7) 昆虫類・クモ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大台ヶ原自然再生推進計画2014」の調査結果を踏まえて、種数や生育状況に関する記述を修正</li> <li>・スズタケの回復とコマドリの増加傾向について追加。</li> </ul>	
第5章 大台ヶ原自然 再生事業	1. 自然再 生の取組の 経緯			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大台ヶ原自然再生推進計画2014」の策定について追加</li> </ul>
	2. 自然再 生の取組の 成果			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大台ヶ原自然再生推進計画(第2期)の評価書」を基に、これまでの取組内容と成果について追加</li> </ul>
	3. 大台ヶ 原自然再生 推進計画 2014			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大台ヶ原自然再生推進計画2014」の目標、取組内容について追加</li> </ul>
参考	1. 主な連 絡先			<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の内容を踏襲して適宜修正</li> </ul>
	2. 推奨さ れる文献			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大台ヶ原開山記」を削除し、「世界乃名山大臺ヶ原」を追</li> </ul>

				加するなどして修正
	3. 参考・引用文献			・本文の修正に応じて修正

## 第2章 携帯トイレブースの設置に関する試行調査

### 1. 調査の目的

利用者から潜在的な要望がある東大台のトイレ設置について検討するため、平成27年度には携帯トイレブースを尾鷲辻に設置し、利用者の意識や利用状況を把握するための基礎調査を行った。本年度の調査では、昨年度の調査結果を受け、今後の適用に向けた実際の運用を想定した条件により、携帯トイレブースを現地に設置し、維持管理における課題やコスト、利用者の反応や意向を把握することを目的として実施した。

### 2. 調査の概要

#### 2-1. 調査期間

調査期間は、以下の15日間で、うち平日が10日間、土日祝日が5日間である。当初は、8/26（金）～9/9（金）の連続15日間実施する予定であったが、台風のため、8/29（月）、8/30（火）、9/4（日）、9/5（月）の調査を中止した。そのため、10月に下表の4日間の調査を追加した。

#### 調査期間

平成28年 8/26（金）～8/28（日）、8/31（水）～9/3（土）、9/6（火）～9/9（金） 10/10（月・祝）、10/11（火）、10/16（日）、10/17（月）
---

#### 2-2. 調査方法

##### （1）携帯トイレブースの設置

本調査では、上記の調査期間中、東大台の尾鷲辻に携帯トイレ用のブースを設置した。携帯トイレブースは、簡易テントを利用し、携帯トイレ用の簡易便座、トイレトペーパー、携帯トイレの仕様説明書等を設置した。

なお、携帯トイレブースは、多くの利用者がある尾鷲辻休憩所からある程度離れており、かつ平坦な場所を選んで、休憩所の約50m南に設置した。

##### （2）携帯トイレの販売・回収

東大台歩道の入口（大台ヶ原ビジターセンター側）に販売ブースを設置して、携帯トイレを販売した。昨年度の調査では、無料で携帯トイレを配布したが、今年度は実際の運用を想定して有料とし、1個220円で販売した。販売時間は、午前9時から午後4時を基本とした。

また、携帯トイレブース内にも携帯トイレを設置し、料金後払いでブース内の携帯トイレを使用することも可能とした。

使用した携帯トイレは、利用者自身で山上駐車場まで持ち帰ることとし、販売ブースの側に設置した回収ボックスで回収した。

なお、調査期間中は、東大台歩道入口、尾鷲辻休憩所、大台ヶ原山上駐車場バス待合所、大台ヶ原ビジターセンターに、携帯トイレの販売および携帯トイレブースの設置に関する案内看板を掲示して、試行調査に関する広報を行った。

### (3) 携帯トイレブースの維持管理

調査期間中は、携帯トイレ販売終了前の午後3時から4時の間に携帯トイレブースの見回りをを行い、汚れの確認や備品の補充等の維持管理を行った。なお、調査期間中、ブースや便座が汚されるなどの問題は発生しなかった。

### (4) アンケート

携帯トイレ利用者の属性、携帯トイレの利用に関する意向、携帯トイレブースを利用したの評価、等について把握するため、アンケート調査を実施した。アンケート票は、携帯トイレを販売する際に購入者に配布し、東大台登山道を利用した後で記入してもらい、販売ブースの係員が受け取るか、または大台ヶ原ビジターセンターに設置した回収ボックスで回収した。

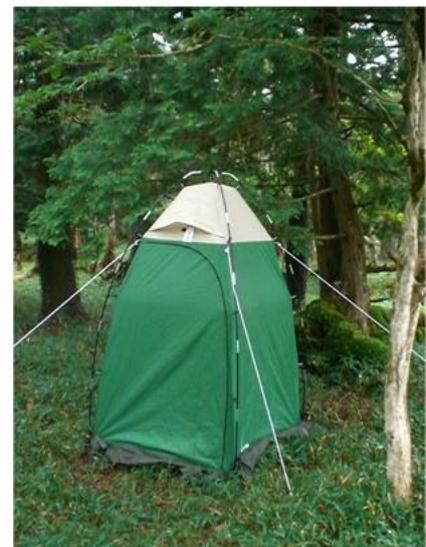


図5 携帯トイレブースの設置場所および携帯トイレ販売場所

携帯トイレブースの様子



携帯トイレブース内部の様子



販売した携帯トイレのセット  
(便袋1、吸水ポリマー1回分、防臭袋1  
のセット)

### 3. 調査結果

#### 3-1. 携帯トイレの販売・回収の結果

##### (1) 携帯トイレの販売・回収個数

調査期間における携帯トイレの販売・回収数は、下表の通りである。販売数は、15日間で計130個、うち6個はブース内の携帯トイレを使用後、後払いで料金を支払ったものである。1日当たりの販売個数は8.7個である。なお、ブース内に設置した携帯トイレを使用して、料金の支払いが無かったケースが1件あった。

平日・休日別の平均販売数は、平日が1日当たり5個、休日が1日当たり16個となっている。また、調査期間中雨天の日が5日間あり、雨天の日の平均販売数は1日当たり2.8個、雨天以外は1日当たり11.6個であった。

使用済み携帯トイレの回収数は計18個で、販売数に対する比率は13.7%であった。販売数に対して、回収数が少なかったのは、携帯トイレを購入したが使用しなかった人や、使用したがそのまま持ち帰った人が多かったと考えられる。

表6 携帯トイレの販売・回収結果

日	曜日	天候	携帯トイレ販売数			ブース内使用 支払い無し	携帯トイレ 回収数	備考
			事前販売	ブース内使用 後払い	計			
8/26	金	晴	0	0	0	0	0	9:00~11:30 テント設営 11:30~16:00 販売
8/27	土	曇	29	0	29	0	4	9:00~16:00 販売
8/28	日	雨・霧	0	0	0	1	0	9:00~14:00 販売 14:00~16:00 台風接近のため テント撤収
8/29	月							台風のため休止
8/30	火							台風のため休止
8/31	水	晴	4	0	4	0	1	9:00~16:00 販売
9/1	木	晴時々曇	4	1	5	0	2	9:00~16:00 販売
9/2	金	晴	5	0	5	0	1	9:00~16:00 販売
9/3	土	雨	0	0	0	0	0	9:00~14:00 販売 14:00~16:00 台風接近のため テント撤収
9/4	日							台風のため休止
9/5	月							台風のため休止
9/6	火	曇のち雨	2	0	2	0	0	9:00~11:00 テント設営 11:00~16:00 販売
9/7	水	晴のち曇	0	0	0	0	0	9:00~16:00 販売
9/8	木	雨一時晴	0	0	0	0	0	9:00~16:00 販売
9/9	金	晴時々曇	11	0	11	0	0	9:00~14:00 販売 14:00~16:00 テント撤収
10/10	月・祝	晴	30	1	31	0	2	9:30~16:00 販売
10/11	火	晴時々曇	11	0	11	0	1	8:00~13:00 販売
10/16	日	曇時々雨	19	1	20	0	3	9:30~11:00 テント設営 9:30~16:00 販売
10/17	月	雨のち晴	9	3	12	0	4	8:00~14:00 販売 14:00~16:00 テント撤収
合計			124	6	130	1	18	

## (2) 大台ヶ原の利用者数と販売個数との関係

調査期間の各日における携帯トイレの販売数と大台ヶ原の推定利用者数との関係は、下表の通りである。調査期間中の各日の推定利用者数に対する販売個数の比率は、0.0%から6.5%の間で、15日間における平均比率は2.3%であった。

表 7 大台ヶ原の利用者数と販売個数との関係

日	曜日	天候	推定利用者数	携帯トイレ販売数	利用者数に対する販売数の比率(%)
8/26	金	晴	235	0	0.0
8/27	土	曇	497	29	5.8
8/28	日	雨・霧	221	0	0.0
8/31	水	晴	265	4	1.5
9/1	木	晴時々曇	206	5	2.4
9/2	金	晴	200	5	2.5
9/3	土	雨	186	0	0.0
9/6	火	曇のち雨	64	2	3.1
9/7	水	晴のち曇	63	0	0.0
9/8	木	雨一時晴	50	0	0.0
9/9	金	晴時々曇	168	11	6.5
10/10	月・祝	晴	1,936	31	1.6
10/11	火	晴時々曇	372	11	3.0
10/16	日	曇時々雨	925	20	2.2
10/17	月	雨のち晴	189	12	6.3
合計			5,577	130	2.3

※大台ヶ原の推定利用者数は、正午時点の駐車台数を基に以下の数式で算出  
 利用者数＝観光バス台数×22人＋自動車台数×2.2人×2回転＋二輪車台数×1.1人

## 3-2. アンケート結果

### (1) アンケート配布・回収数

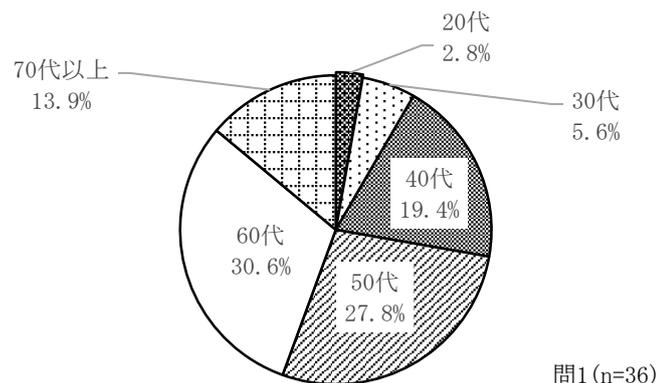
アンケートの配布数は130票、回収数は36票、回収率は27.7%であった。

### (2) 回答者の属性

#### 1) 年齢

回答者の年齢区分は、「60代」が30.6%で最も多く、以下「50代」27.8%、「40代」19.4%と続き、40～60代だけで全体の7割以上を占めていた。

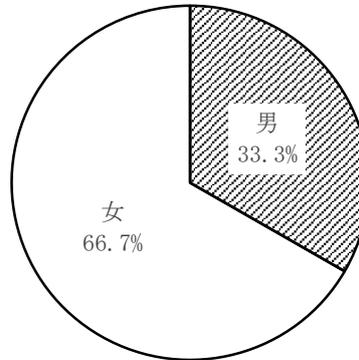
図 6 回答者の年齢



## 2) 性別

回答者の性別は、「男性」が33.3%、「女性」が66.7%であり、男女比は女性の方が6割以上を占めていた。

図7 回答者の性別

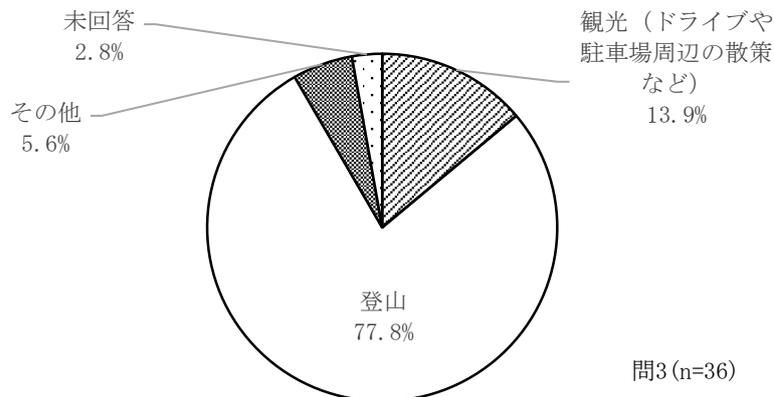


問2(n=36)

## (3) 来訪の目的

東大台への来訪の目的は、「登山」が77.8%、「観光」が13.9%であり、登山目的が8割弱を占めていた。

図8 来訪の目的

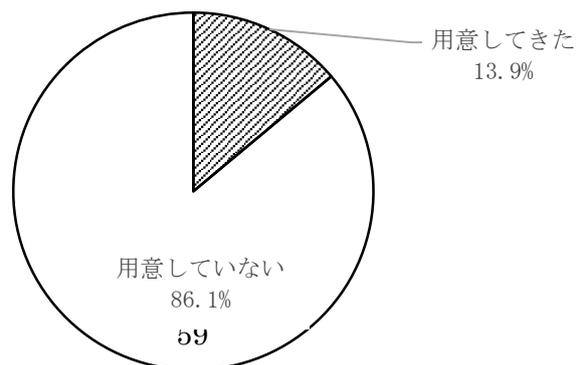


問3(n=36)

## (4) 携帯トイレの準備状況

来訪目的携帯トイレの準備状況については、アンケート回答者のうち全体の86.1%が携帯トイレを準備しておらず、準備してきた人は13.9%であった。

図9 携帯トイレの準備状況

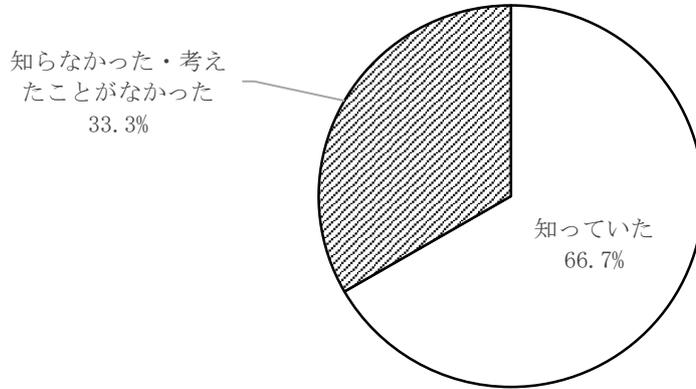


問4(n=36)

### (5) 大台ヶ原におけるトイレ整備状況の認知度

大台ヶ原では駐車場にしかトイレが無い事について知っていたかどうかを尋ねた結果、「知っていた」と回答した人が 66.7%、「知らなかった」と回答した 33.3%であった。

図 10 トイレ整備状況の認知度

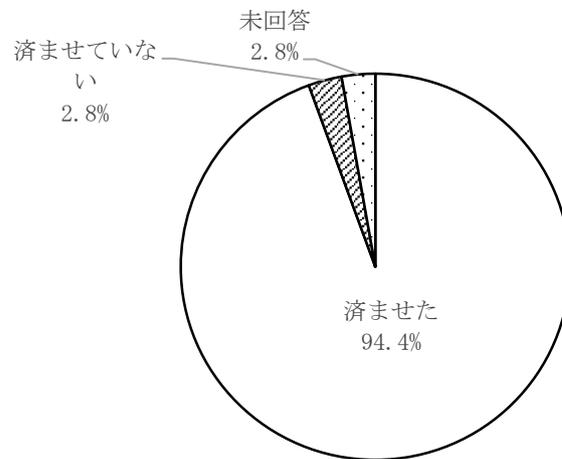


問5 (n=36)

### (6) 出発前のトイレ利用状況

出発前のトイレ利用状況を尋ねた結果、94.4%が事前に「済ませた」と回答し、「済ませていない」は 2.8%であった。

図 11 出発前のトイレの利用状況

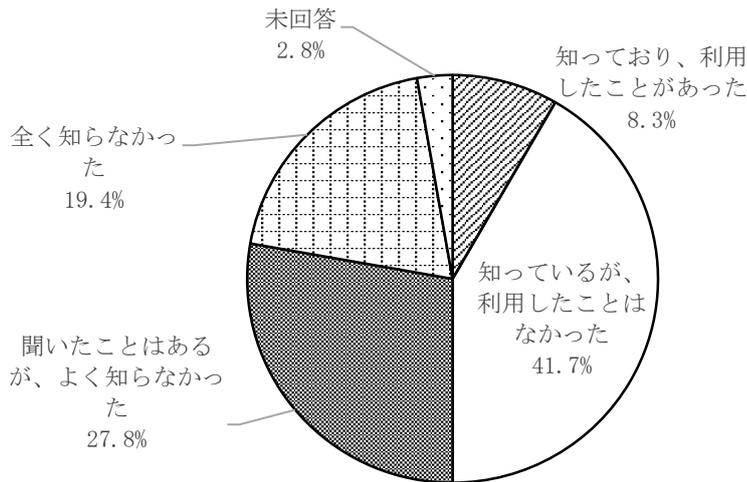


問6 (n=36)

### (7) 携帯トイレの認知度

携帯トイレの認知度について尋ねたところ、「どういうものか知っていたが、利用したことはなかった」が41.7%で最も多く、次いで「聞いたことはあったが、どういうものかよく知らなかった」が27.8%、「全く知らなかった」が19.4%と続き、「携帯トイレがどういうものか知っており、利用したことがあった」は8.3%であった。全体で見ると、7割以上の回答者は携帯トイレがどういうものであるかを知っていた。

図 12 携帯トイレの認知度



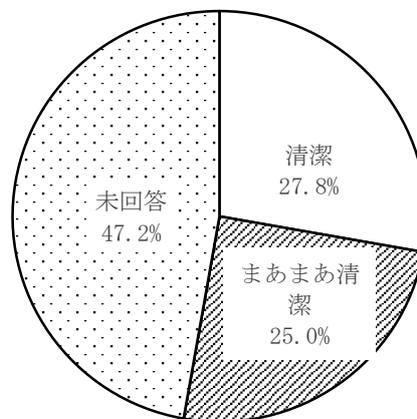
問7 (n=36)

### (8) 携帯トイレブースを利用した上での評価

#### 1) 携帯トイレブースの清潔さ

携帯トイレを使用した際の清潔さについて尋ねたところ、「清潔だと思った」が27.8%、「まあまあ清潔だと思った」が25.0%であり、「やや不潔だと思った」、「不潔だと思った」と回答した人はいなかった。

図 13 ブースの清潔さ



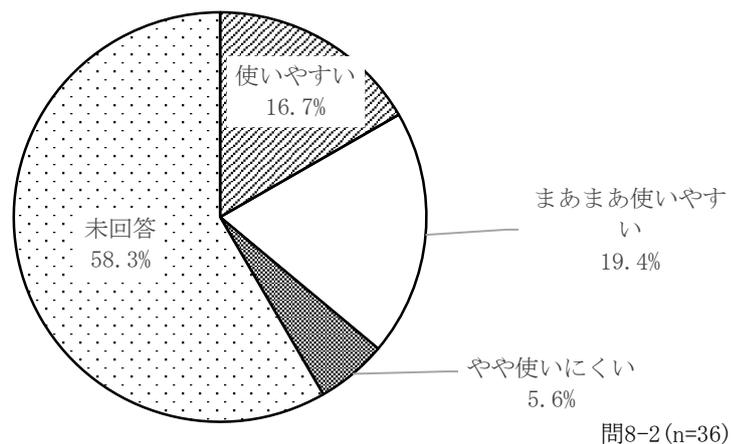
問8-1 (n=36)

## 2) 携帯トイレブースの使いやすさ

携帯トイレを使用した際の使いやすさについて尋ねたところ、「使いやすいと思った」が16.7%、「まあまあ使いやすいと思った」が19.4%、「やや使いにくいと思った」が5.6%であり、「非常に使いにくいと思った」と回答した人はいなかった。

なお、「やや使いにくいと思った」と回答した人に使いにくいと感じた点を尋ねたところ、「便座に袋がかけにくかった」、「中が暗くて少し使い辛かった」、「手洗いやお手拭きがほしかった」という回答であった。

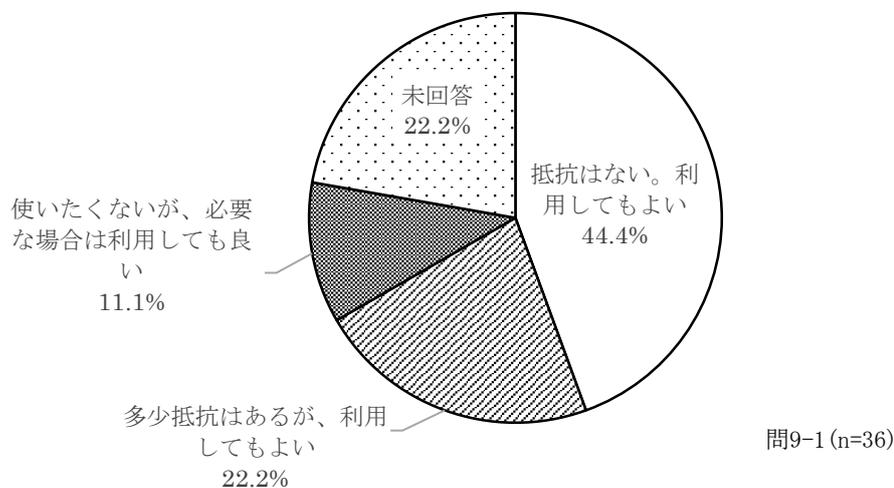
図 14 ブースの使いやすさ



## (9) 携帯トイレの利用意向

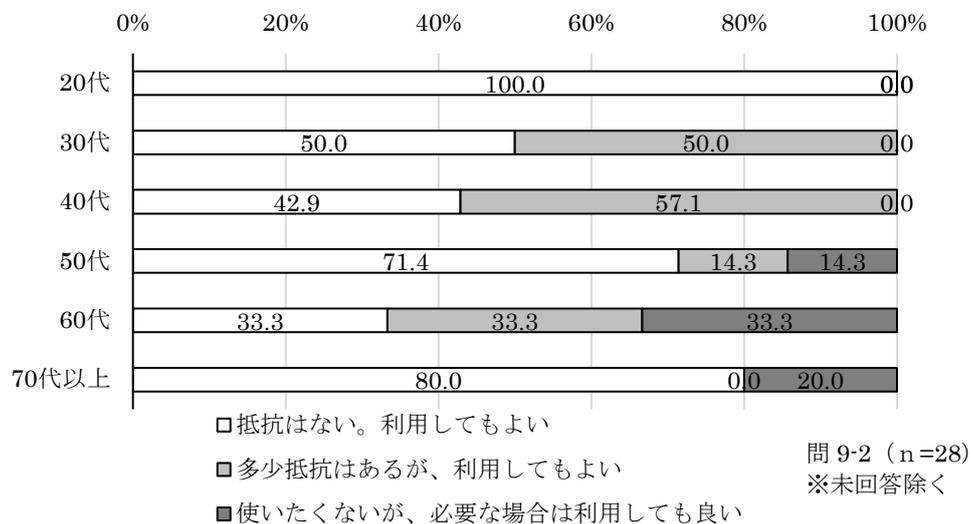
今後の携帯トイレの利用意向について尋ねたところ、「特に抵抗はない。利用してもよい」が44.4%で最も多く、以下「多少抵抗はあるが、携帯トイレを利用してもよい」が22.2%、「使いたくないが、どうしても必要な場合は利用してもよい」が11.1%と続き、「使わない」と回答した人はいなかった。多少の抵抗感がある人も含めると、未回答者を除き、「利用してもよい」と考える回答者の割合は100%であった。

図 15 携帯トイレの利用意向



次に、携帯トイレの利用意向について、年齢別にみると、下図の通りである、50代以上の回答者に「使いたくないが、必要な場合は利用してもよい」という消極的な回答がみられ、高齢の利用者に、携帯トイレの利用に対する抵抗感が強い傾向がうかがわれる。

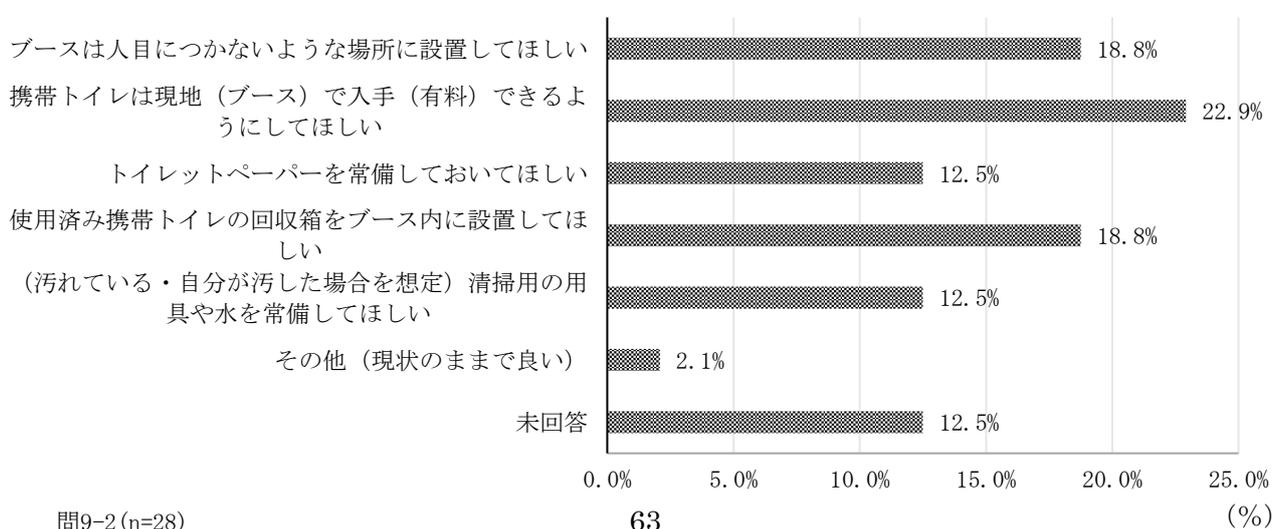
図 16 年齢別携帯トイレの利用意向



#### (10) 携帯トイレブース設置の際に準備（配慮）してほしい事

(9) で、「利用してもよい」と回答した人に対して、携帯トイレブースの利用にあたって、これだけは準備（配慮）してほしい事について尋ねた結果、「携帯トイレは現地（ブース）で入手（有料）できるようにしてほしい」が 22.9%で最も多く、以下「ブースは人目につかないような場所に設置してほしい」と「使用済み携帯トイレの回収箱をブース内に設置してほしい」が 18.8%、「トイレットペーパーを常備しておいてほしい」と「(汚れている・自分が汚した場合を想定) 清掃用の用具や水を常備してほしい」が 12.5%の順で多かった。その他の意見として、「現状のままで良い」との回答があった。

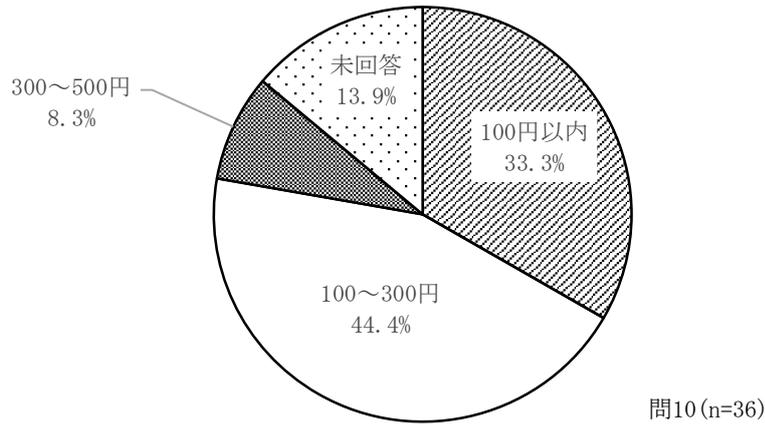
図 17 携帯トイレブース設置の際に配慮してほしい点（複数回答）



### (11) 携帯トイレブース利用時の料金負担額

携帯トイレブースを実際に運用する場合には、ブースの維持管理のための費用が必要となることから、携帯トイレブースを利用する際の料金負担額について尋ねた結果、「100～300円」が44.4%で最も多く、次いで「100円以内」が33.3%、「300～500円」が8.3%であった。「500円以上」と「払いたくない」という回答者はいなかった。

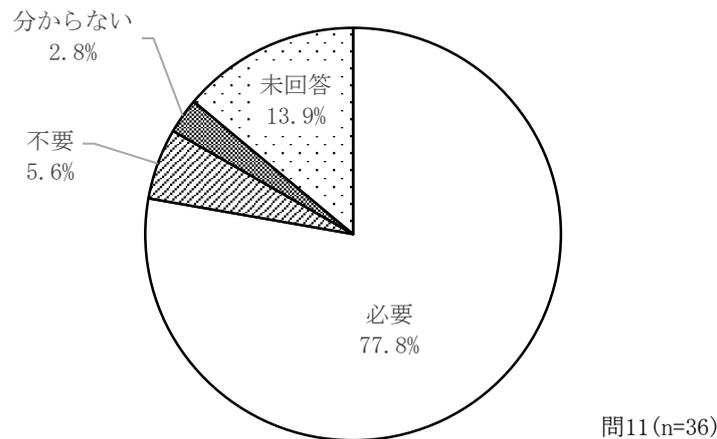
図 18 利用時の料金負担額



### (12) 常設携帯トイレブース設置の必要性

大台ヶ原（東大台）歩道における、今後の常設の携帯トイレブース設置の必要性について尋ねたところ、「必要」が77.8%で最も多く、「不要」が5.6%、「分からない」が2.8%であった。全体の7割以上が「必要」と回答した。

図 19 ブース設置の必要性



### (13) 自由回答

東大台でのトイレの設置について、自由意見を求めた結果、以下の31件の回答が得られた。最も多かったのは、トイレブースの設置に肯定的な意見で15件であった。一方、トイレブース設置に否定的な意見も2件あった。その他には、設置箇所数を増やしてほしいという意見(4件)や、設置場所が分かりにくかったという意見(2件)などがあった。

#### ■トイレブース設置に肯定的な意見(15件)

- ・登山道にトイレがあると安心して山歩きが楽しめるので、是非お願いしたい。(2件)
- ・水分を控えようということを考えなくてよい。(2件)
- ・使用後はすっきりした気分ハイキングを楽しむことができた。
- ・女性には安心感がある。(2件)
- ・男性は立ち小便がなくなって良いと思う。
- ・トイレの設置をお願いしたい。
- ・大変良いチャレンジだと思う。(2件)
- ・継続することに協力する。
- ・トイレの設置を待っていた。
- ・すごく良かった。(2件)

#### ■ブースについての意見(3件)

- ・ペーパーが備えられていることに驚いた。
- ・「使用中・アキ」の札はもう少し大きいほうが分かりやすい。
- ・便座に袋をひっかけるフックがあるとなお安心できる。袋が下に落ちてしまわないか心配だった。

#### ■使用料金についての意見(1件)

- ・費用がかかるのは当然だと思う。

#### ■設置場所についての意見(2件)

- ・トイレを見つけられず、結局使用しなかった。
- ・場所が分かりにくい。

#### ■設置箇所数についての意見(4件)

- ・男女トイレを別にしてほしい。(2件)
- ・今回は1カ所だけだったが、2カ所ぐらいあったほうが良い。
- ・日出ヶ岳山頂や大蛇峠分岐辺りにもトイレブースがあると安心。

#### ■トイレブース設置に否定的な意見(2件)

- ・自然保護のためにトイレ設置は必要ないと思う。

- ・山の自然の中に設置は景観にそぐわない。

#### ■その他の意見（4件）

- ・用意してきたが、購入した。
- ・6時に駐車場があいていることに驚いた。素晴らしい場所だった。
- ・1000人入山したら必ず1000人トイレをして帰るコースなので、人にとっても自然環境にとっても切実な問題である。トイレブースがあると、人も山も安心で、誰でもできる保全活動になる。
- ・トイレ持ち帰りが当たり前のマナーになると良い。

#### 4. 考察

8～10月の15日間、携帯トイレブースを設置し、携帯トイレの販売を行った結果、1日当たりの携帯トイレ販売数は8.7個、期間中の大台ヶ原の推定利用者数に対する割合は2.3%であった。

一方、携帯トイレの購入者に対するアンケート結果では、ほとんどの回答者が今後も携帯トイレを利用してもよいとしており、回答者の8割近くが東大台に常設の携帯トイレブースを設置する必要があると回答するなど、携帯トイレブースに対するニーズは高いといえる。また、自由回答でも携帯トイレブースの設置に対して肯定的な意見が多かった。

携帯トイレブースの利用後の評価についても、概ね清潔で使いやすいという評価が多かった。

これらを踏まえると、調査期間中の大台ヶ原利用者に対して、携帯トイレの販売数の割合は低い、アンケート調査からは、携帯トイレブースに対する潜在的な需要は少なくないと考えられる。

#### 5. 携帯トイレブースの運営・維持管理にかかるコスト

本年度の試行調査の結果等に基づいて、実際に、東大台の尾鷲辻に携帯トイレブースを設置し、運営した場合のコストについて、以下に検討を行った。

##### 5-1. 携帯トイレブースの運営・維持管理におけるコスト

###### (1) 運営・維持管理にかかる人件費

###### ◆携帯トイレブースの清掃コスト

携帯トイレブースの運用期間を、ドライブウェイの開通期間である約220日間とする。

平成28年度の試行調査では、15日間の調査期間において、便座やブースが汚されることはなく、清掃には、ほとんど労力がかからなかった。実際に年間を通して運用した場合には、汚される場合があることなどを想定して、3日に一度ブースを清掃すると仮定すると、220日間で清掃回数は約73回となる。1回の清掃に係る人件費を7,000円と仮定すると、清掃コストは以下のとおり。

$$\cdot \text{清掃経費} = 7,000 \text{ 円} \times 73 \text{ 回} = \underline{511,000 \text{ 円}}$$

###### ◆携帯トイレの回収コスト

使用した携帯トイレは、利用者本人が駐車場の回収ボックスに投入すると仮定し、1週間に1度、回収ボックスの清掃点検を行うと仮定する。年間約220日間すると、清掃回数は年間30回程度となる。1回の清掃に係る経費を1,000円とする。

また、回収した携帯トイレを、1週間に一度、年間約30回、軽トラック等で運搬し、上北山村で一般ゴミとして処理すると仮定し、1回の運搬に係る経費を10,000円とする。携帯トイレの回収コストは以下のとおり。

- ・回収ボックスの清掃経費=1,000円×30回=30,000円
- ・回収した携帯トイレの運搬経費=10,000円×30=300,000円 計 330,000円

携帯トイレの販売は、山上の施設に委託して行うこととし、人件費は計上しないこととすると、携帯トイレブースの運営・維持管理にかかる経費は、以下のとおりである。

- ・運営・維持管理の人件費=清掃経費511,000円+回収経費330,000円=841,000円

## (2) 携帯トイレの販売利益

### ◆年間の携帯トイレセット販売数

正午時点の山上駐車場の駐車台数に基づく、過去3ヶ年の大台ヶ原の推定利用者数は、平成26年度：90,382人、平成27年度：107,261人、平成28年度：94,393人であった。過去3ヶ年の平均値から、大台ヶ原の年間利用者数を97,345人と仮定する。

平成28年度の試行調査の結果では、大台ヶ原の推定利用者数に対する携帯トイレ購入者の比率は2.3%であった。これを基に、年間の携帯トイレの購入者数を、大台ヶ原の推定利用者数の2.5%と仮定すると、年間の携帯トイレ販売数は以下の通りである。

- ・年間販売数=年間推定利用者数97,345人×2.5%=2,434個

### ◆携帯トイレセットの販売利益

平成28年度の試行調査の結果では、携帯トイレセット（便袋、吸水ポリマー、防臭袋のセット）の販売価格を原価とほぼ同じ220円としていたが、実際の運用においては、携帯トイレセットの価格を300円と仮定する。

また、携帯トイレの販売方式として、上北山村物産展、宿泊施設等の山上施設において委託販売を行うと仮定し、委託手数料を売上の20%とする。1個当たりの仕入値を220円とし、清掃用具代などの雑費を10,000円と仮定すると、携帯トイレ販売による年間の販売利益は以下のとおりとなる。

### <年間の携帯トイレセット販売利益>

- ・年間の売上高=300円×2,434個×80%=584,160円
- ・年間の利益=584,160円－(220円×2,434個)－10,000円=38,680円

## (3) 携帯トイレブースの運営・維持管理コスト

上記のとおり、携帯トイレブースの維持管理にかかる経費の一部を、携帯トイレセットの販売

利益で補うとすると、運営・維持管理にかかるコストは、以下のとおりとなる。

・運営・維持管理コスト＝841,000円－38,680円＝802,320円

## 5-2. 携帯トイレブースの運営・維持管理における課題

実際に、大台ヶ原において、携帯トイレブースを運用する場合の課題として、以下の点があげられる。

### ・費用の負担及び運営体制

上記のように、携帯トイレブースの運営には、年間約80万円程度の経費がかかることから、大台ヶ原に関わる関係機関が中心となって経費を負担していくことを検討する必要がある。また、運営・維持管理に係る経費を補うため、トイレチップ制度の活用や、基金の設置などについても検討していく必要がある。

また、大台ヶ原における携帯トイレの運営体制としては、大台ヶ原の利用に関する協議会が事業主体となり、協議会の中に運営委員会等をつくって、運営を担っていくことが考えられる。

また、携帯トイレの運営における費用負担以外の負担として、携帯トイレ利用の普及啓発、回収済み携帯トイレの処理、携帯トイレの委託販売、等が想定されることから、これらの負担についても、関係者間で役割を分担していくことを検討する必要がある。

### 第3章 大台ヶ原の利用に関する各種会議の開催及び資料作成

#### 1. ガイド制度合同検討会の開催・運営

大台ヶ原における登録ガイド制度のあり方について検討するため、協議会の「ガイド制度検討部会」と、大台ヶ原自然再生推進委員会の「持続可能な利用に関するワーキンググループ」との合同による検討会の開催・運営を行った。合同検討会は、8月、10月及び1月の3回開催した。各回の開催概要は、以下のとおりである（議事の詳細は参考資料編の議事録を参照）。

＜平成28年度 第1回大台ヶ原自然再生推進委員会・持続的な利用（ワイズユース）ワーキンググループ・大台ヶ原の利用に関する協議会 ガイド制度合同検討会＞

日時：平成28年8月4日（木）13:30～15:30

場所：奈良県経済倶楽部 4F会議室  
（奈良県奈良市東向中町6番地）

参加者：WG委員6名、ガイド制度検討部会2名

議事：（1）大台ヶ原ガイド制度の検討のスケジュール等について  
（2）大台ヶ原ガイド制度の枠組み等について  
（3）大台ヶ原登録ガイド講習会について  
（4）ガイドテキストの改訂について  
（5）その他

＜平成28年度 第2回大台ヶ原自然再生推進委員会・持続的な利用（ワイズユース）ワーキンググループ・大台ヶ原の利用に関する協議会 ガイド制度合同検討会＞

日時：平成28年10月7日（金）13:30～15:30

場所：奈良県経済倶楽部 3F会議室  
（奈良県奈良市東向中町6番地）

参加者：WG委員6名、ガイド制度検討部会2名

議事：（1）大台ヶ原ガイド制度について  
（2）ガイドテキストの改訂について  
（3）その他

＜平成28年度 第3回大台ヶ原自然再生推進委員会・持続的な利用（ワイズユース）ワーキンググループ・大台ヶ原の利用に関する協議会 ガイド制度合同検討会＞

日時：平成29年1月31日（火）13:30～15:30

場所：奈良県経済倶楽部 4F会議室  
（奈良県奈良市東向中町6番地）

参加者：WG委員3名、ガイド制度検討部会2名

議事：（1）大台ヶ原登録ガイド制度の実施要綱等について  
（2）大台ヶ原登録ガイドテキストの改訂について  
（3）その他

## 2. 大台ヶ原の利用に関する協議会の開催・運営

大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ、国立公園として持続可能な利用、及び西大台利用調整地区の適切な管理運営を実現していくため、関係者の合意形成を行うとともに、連携・協働を図ることを目的として、関係行政機関、地域団体、関連事業者、自然保護団体、利用団体等の参画により、大台ヶ原の利用に関する協議会を、11月と3月の2回開催した。各回の開催概要は、以下のとおりである（議事の詳細は参考資料編の議事録を参照）。

### <平成28年度 第1回大台ヶ原の利用に関する協議会>

日 時：平成28年11月30日(水)13:30～15:30

場 所：奈良商工会議所 中ホール

(奈良県奈良市登大路町36番2号)

参加者：20機関(31名)

- 議 事：(1) 大台ヶ原登録ガイド制度について(作業部会における検討状況報告)
- (2) 大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱の改正について
- (3) 平成29年度西大台利用調整地区の運用計画について
- (4) 調査結果の報告
- (5) その他

### <平成28年度 第2回大台ヶ原の利用に関する協議会>

日 時：平成29年3月3日(金)13:30～15:30

場 所：奈良県経済倶楽部 5階 大会議室

(奈良県奈良市東向中町6番地)

参加者：19機関(28名)

- 議 事：(1) 大台ヶ原登録ガイド制度について
- (2) 大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱の改正について
- (3) 利用に関する調査結果等について
- (4) 大台ヶ原における自然再生の取組について
- (5) その他

### 3. 大台ヶ原ガイド制度導入に向けた意見交換会の開催・運営

大台ヶ原ガイド制度検討において不可欠な「現場のガイドの意見」を聴取するために、ガイドとの意見交換会を、6月、9月及び12月の3回行った。対象とするガイドは「平成27年度吉野熊野国立公園協働型管理運営体制強化事業業務」でヒアリングを行ったガイド団体及び個人ガイドとした。各回の開催概要は、以下のとおりである（議事の詳細は参考資料編の議事録を参照）。

#### <平成28年度 第1回大台ヶ原ガイド制度導入に向けた意見交換会>

日 時：平成28年6月29日（水）13:30～15:30

場 所：近畿地方環境事務所 大会議室

（大阪府大阪市中央区大手前1-7-31）

参加者：ガイド7団体（7名）、WG委員1名、ガイド制度検討部会2名

議 事：（1）大台ヶ原ガイド制度の検討について

（2）意見交換

（3）その他

#### <平成28年度 第2回大台ヶ原ガイド制度導入に向けた意見交換会>

日 時：平成28年9月7日（水）13:30～16:00

場 所：エル・おおさか（大阪府立労働センター）7階 701会議室

（大阪府大阪市中央区北浜東3-14）

参加者：ガイド4団体（5名）、WG委員1名、ガイド制度検討部会1名

議 事：（1）大台ヶ原ガイド制度の検討スケジュールについて

（2）大台ヶ原ガイド制度に関する論点とそれに対する対応について

（3）ガイドテキストの改訂について

（4）その他

#### <平成28年度 第3回大台ヶ原ガイド制度導入に向けた意見交換会>

日 時：平成28年12月13日（火）13:30～16:00

場 所：エル・おおさか（大阪府立労働センター）7階 701会議室

（大阪府大阪市中央区北浜東3-14）

参加者：ガイド5団体（5名）、WG委員1名、ガイド制度検討部会1名

議 事：（1）大台ヶ原登録ガイド制度（案）について

（2）意見交換

（3）その他



## 第4章 その他

### 1. 西大台利用調整地区運用開始10年の利用状況

#### 1-1. 西大台利用調整地区の利用状況

##### (1) 認定者数の推移

西大台利用調整地区の認定者数の推移は、下表のとおりである。平成19年9月に運用を開始した直後の平成20年度の認定者数は1,288人であったが、その後は増加し、平成28年度には、3,540人となった。認定者数の増加は、西大台利用調整地区の制度や手続き等に関する一般への周知が進んだこと、立入り申請手続きが改善されたことなどによる成果であると考えられる。

表8 西大台利用調整地区の認定者数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
4月	0	55	51	21	56	42	60	109	74	125
5月	0	222	324	260	524	519	636	756	934	696
6月	0	174	118	273	249	281	251	309	236	308
7月	0	88	86	102	154	198	262	270	289	402
8月	0	127	137	153	285	270	370	367	320	417
9月	67	85	87	124	129	275	294	262	395	280
10月	250	304	332	615	512	903	915	866	870	975
11月	135	233	138	160	153	491	366	286	377	337
合計	452	1,288	1,273	1,708	2,062	2,979	3,154	3,225	3,495	3,540

##### (2) 入山者数の推移

利用調整の開始前から平成28年度までの入山者数の推移は、下表のとおりである。西大台の入山者数は、利用調整の開始前までは、年間5,000人程度であったが、平成19年度には、駆け込み需要とみられる1万人以上の利用があった。利用調整の開始後の平成20年度には、1,156人まで減少したが、その後は増加し、平成28年度には3,243人となった。

表9 西大台利用調整地区の入山者数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
4月	80	179	166	51	43	21	40	42	58	96	72	120
5月	1,134	712	1,242	188	298	203	430	477	591	699	851	639
6月	409	390	1,060	166	107	240	183	256	230	278	216	288
7月	373	552	1,967	84	74	96	135	183	250	230	230	363
8月	546	884	5,550	121	107	152	264	252	340	300	303	400
9月	586	434	131	70	84	117	54	240	199	234	368	216
10月	1,321	1,439	299	268	286	563	428	839	714	706	834	903
11月	647	656	175	208	124	143	132	441	315	237	343	314
合計	5,096	5,246	10,590	1,156	1,123	1,535	1,666	2,730	2,697	2,780	3,217	3,243

※H17～19年度の入山者数は、入下山者カウンターによる値。H20～28年度は、認定者数から入山をキャンセルした人の数を除いた推計値である。

### (3) 月別認定者数の比率の推移

西大台利用調整地区の月別認定者数の比率の推移は、下図のとおりである。認定者数の比率が高い月は、紅葉期の10月と新緑期の5月となっており、年度によって変動はあるが、利用調整の開始以降、この傾向は変わっていない。

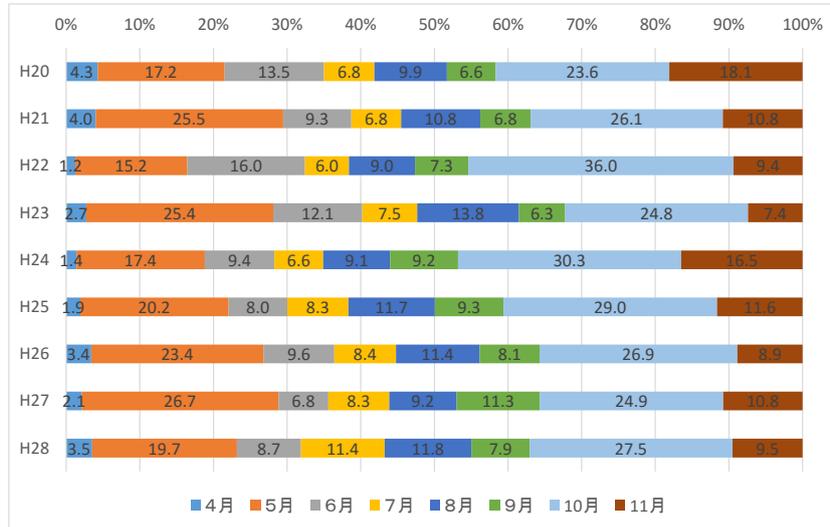


図 20 月別認定者数の比率の推移

### (4) 平日・休日別認定者数の比率の推移

平日・休日別認定者数の比率の推移は、下図のとおりである。利用調整開始直後の平成 20 年度は、休日の比率は 58.2%であったが、その後、休日の比率が増加する傾向にあり、平成 28 年度には 69.0%となった。

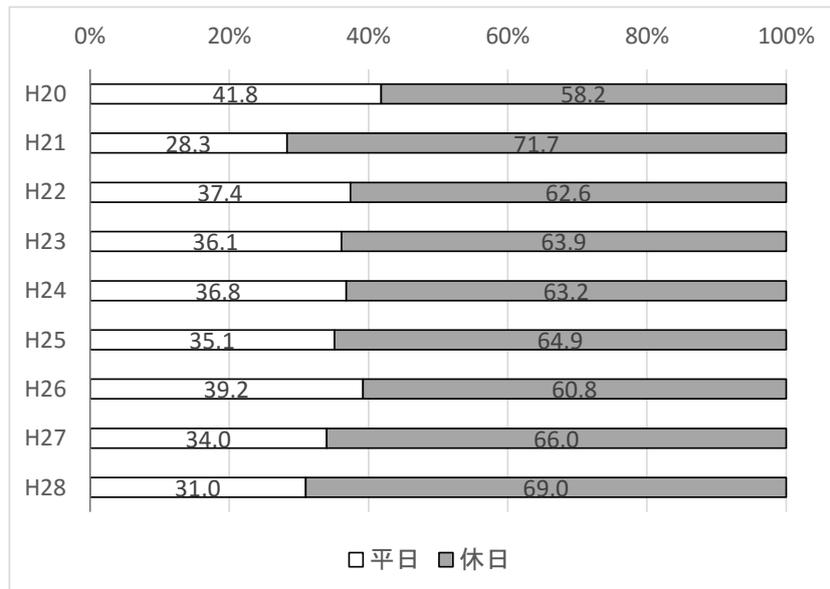


図 21 平日・休日別認定者数の比率の推移

## 1-2. 利用者意識の状況

西大台利用調整地区の利用者に対して実施している意識調査結果を基に、利用調整開始後の利用者意識の変遷についてまとめた。

### (1) 来訪目的

来訪目的については、年度ごとに変動があるが、「登山・散策」が最も多く、次いで「自然とのふれあい」が多くなっており、「写真撮影」や「生物の観察」は少なくなっている。

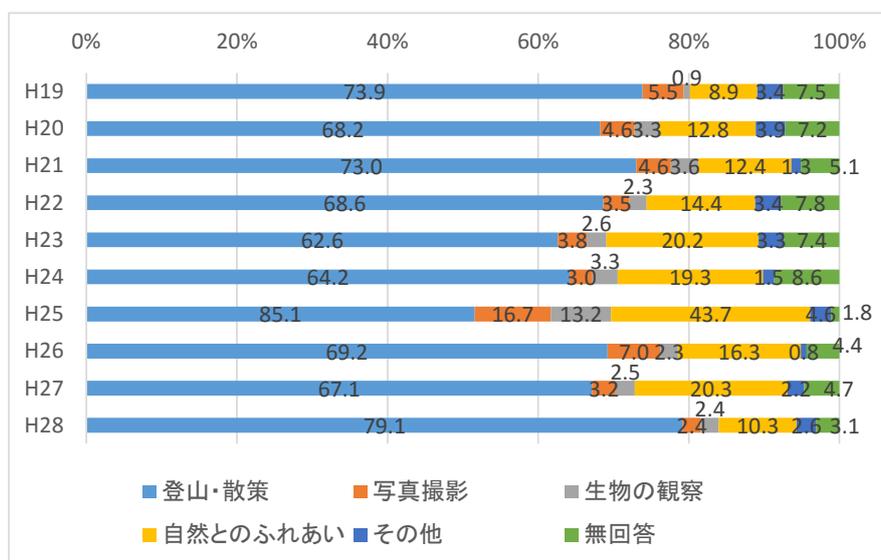


図 22 来訪目的

※平成 25 年度は設問が複数選択のため、合計が 100%を超える。

### (2) 事前レクチャーの内容に対する評価

事前レクチャーの内容に対する評価は、利用調整の開始直後の平成 19 年度は、「満足」の比率が 59.8%であったが、年度ごとに増加し、平成 25 年度には 78.3%となった。このことは、レクチャー内容の工夫により、評価が上がってきたと考えられる。しかし、平成 26 年度以降は、「満足」の比率が下がる傾向がみられる。

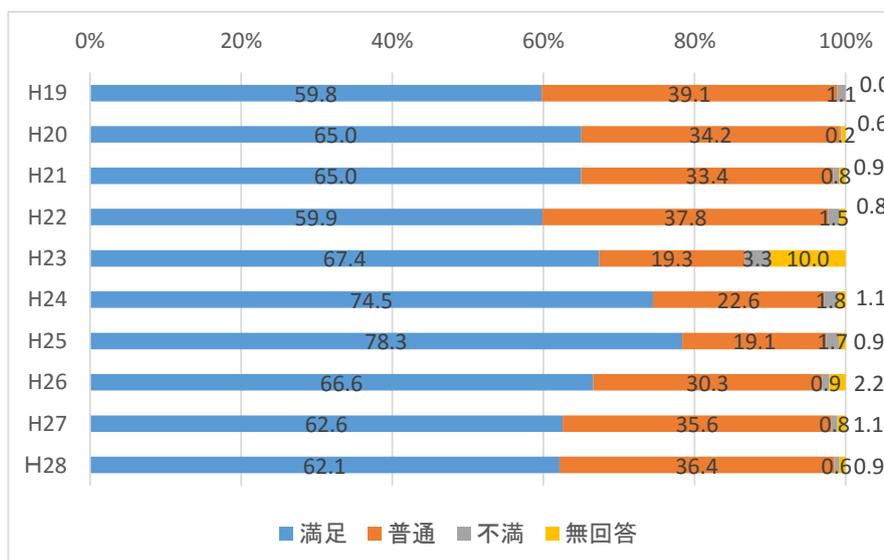


図 23 事前レクチャーの内容に対する評価

(3) 利用者の満足度

利用者の満足度は、「期待以上に良かった」「期待通り良かった」の比率の合計が、概ね7割以上で推移しており、満足度は高いといえる。ただし、「期待以上」の比率が低下しつつ傾向がみられ、これは、リピーターの増加によるものと推測される。

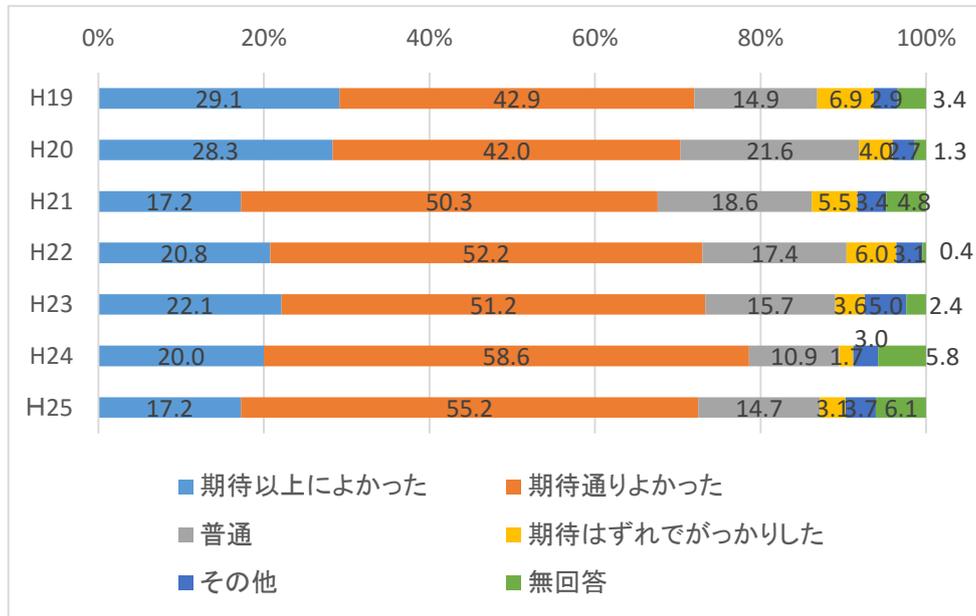


図 24 利用者の満足度

※平成 26 年度以降は、総合的な満足度に関する設問は設けていない。

(4) 再訪の意思

西大台を再訪する意思があるかについては、概ね7割以上の利用者が、再訪の意思があり、このことからみても、西大台利用調整地区の利用者の満足度は高いといえる。

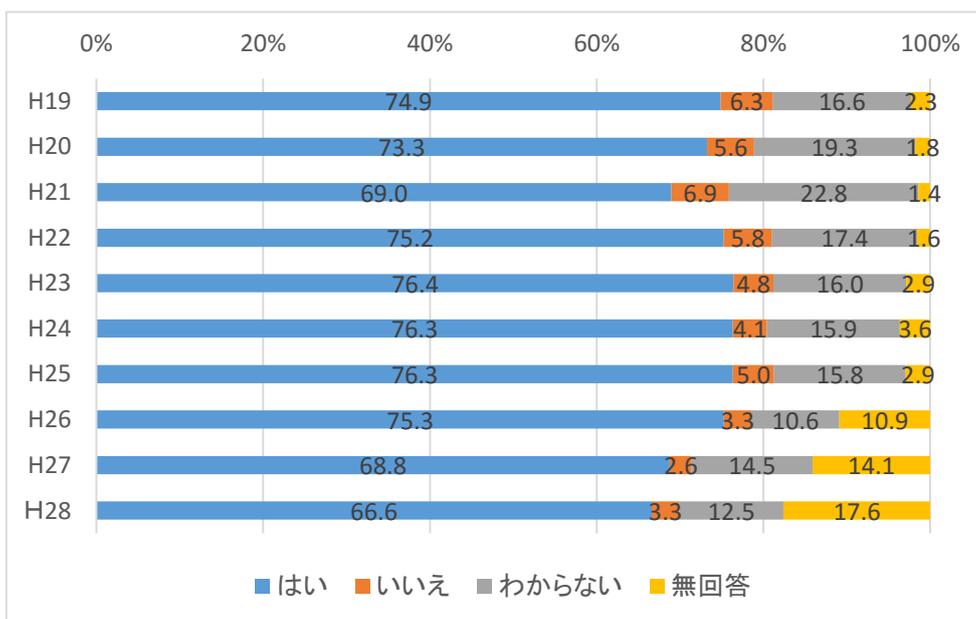


図 25 再訪の意思



### (5) 西大台利用調整地区の認知度

西大台利用調整地区の認知度については、「内容を知っていた」人が4割前後、「内容を知らなかったが、聞いたことはあった」とする人が2～3割程度となっている。一方、「聞いたこともなかった」とする人も、20～25%程度いるため、今後も西大台利用調整地区の制度等について普及啓発を図っていく必要がある。

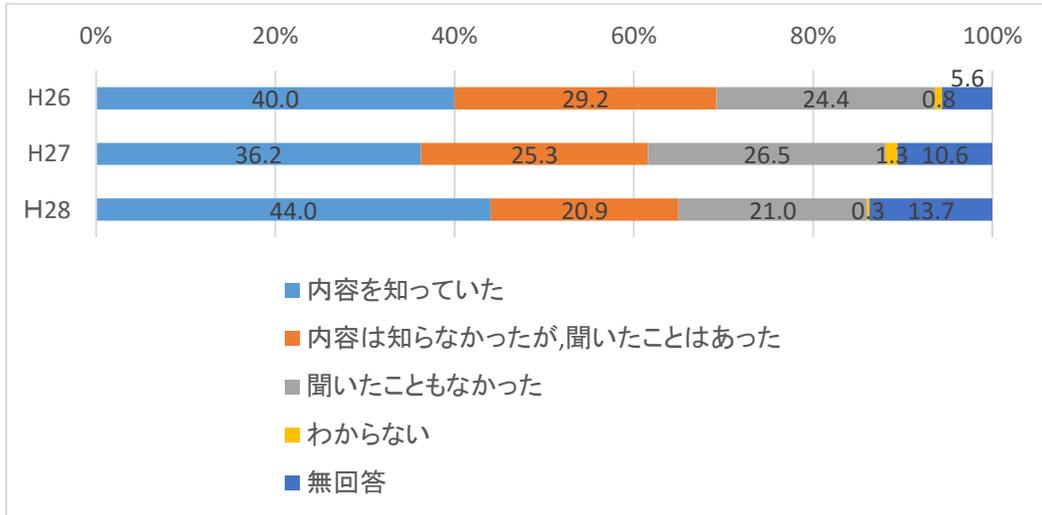


図 26 西大台利用調整地区の認知度

平成28年度 吉野熊野国立公園協働型管理運営体制強化事業業務報告書

平成29年3月

環境省近畿地方環境事務所

---

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。